

建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察（五）〈前篇〉

——『暫定政府会合議事録』第3巻後半～第4巻初
（1948年6月20日～6月27日）に見る
ベルナドット和平提案前夜の内政・外交と
アルタレナ号事件をめぐる論議——

森 まり子

目次

（本論考は単一のものであるが紙幅の関係で前篇と後篇に分かれる。本稿は前篇であるが、ここでは後篇も含めた本論考全体の目次を示す。後篇に掲載予定の部分については、細かい項目の記載を省略する。なお本論考は、平成30年度跡見学園留学助成費による研究成果の一部である）

はじめに——ベルナドット和平提案前夜のイスラエルの内政と外交——

1. 史料の性格と背景

- (1) 本議事録の位置づけ
- (2) 本議事録の軍事的・政治的背景

——第一次停戦（1948年6月11日～7月8日）——

① 軍事的背景

- (i) 停戦合意をめぐる（〈補論一〉A）
- (ii) エルサレムとラトルン等をめぐる状況（〈補論三〉）

② 政治的背景

- (i) ベルナドットと双方との会談（＜補論一＞B）
 - (ア) 1948年5月末から第一次停戦開始（6月11日）まで
 - (イ) 第一次停戦開始からベルナドット提案の起草開始まで
- (ii) ベルナドット提案の基本方針の形成（＜補論一＞C）
- (iii) 「将校の反乱」（＜補論二＞）
- (iv) 本議事録における暫定政府の閣僚構成

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第3巻後半～第4巻初の概要——

(1) 1948年6月20日

- ① 軍と労働の為の更なる動員
 - ② 質疑
 - ③ 概観
 - ④ 国家評議会のセッション
 - ⑤ 灯火管制の諸措置
 - ⑥ エツェルによる武器の持ち込み [前篇はここまで]
- (2) 1948年6月22日（臨時会合） [以下は後篇に掲載]
- (3) 1948年6月23日（臨時会合）
- (4) 1948年6月27日

3. 予備的考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

終わりに——ベルナドット和平提案拒否の背景——

はじめに——ベルナドット和平提案前夜のイスラエルの内政と外交——

本論考は紙幅の制約のため前篇（本稿）と後篇（次稿）に分け、以下、両者を併せて「本論考」と称する。本論考全体は、イスラエル建国後の1948年6月20日から6月27日までの閣議事録である『暫定政府会合議事録』第3巻後半と第4巻初（イスラエル国立文書館蔵、ヘブライ語、使用分は第3巻95～201頁〔巻末〕と第4巻1～39頁、以下「本議事録」）の内容を紹介した上で、主要論点、特にアラブ問題に関わる予備的考察を行うものであり、建国史を再検討するための基礎作業の第五弾である¹。そのうち前篇である本稿は「1. 史料の性格と背景」及び「2. 史料紹介」のうち6月20日閣議のみを扱い、残りの6月22日・23日・27日の三閣議の史料紹介及び考察・結論部分は後篇に譲る。

なお本論考には、本論考の前後の時期を扱った「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（四）」（〈前篇〉と〈後篇〉から成り、以下併せて「前稿」）及び「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（三）」（以下「第三稿」）の補論としての意味合いも持たせている²。そのため、本議事録自体の内容に直接関係する範囲を少々超えて、これらの論考に関わる補足的な背景説明やコメントを述べる部分がある事をお断りしておきたい。それらを一覧にして概要を記すと以下の通りであり、本稿第一節の背景説明で触れる事になる（順不同で、かつ〈補論一〉はA～Cに分けて記述する）。

〈補論一〉 本議事録にも関わるが、主に前稿の補足として・・・ベルナドット和平提案³が提示される背景

本議事録自体はベルナドット提案が提示される直前一週間を扱っているが、本稿ではこの一週間に限定せず、それまでのベルナドットの調停活動全体に関

わる1948年5月末～6か月末の一か月間における、ベルナドットから見た事実の経過を彼の回想録⁴を用いつつ1(2)で補足し、前稿で扱った分も含めたベルナドットの調停をめぐる閣内論議全体をより客観的な光の中におく事を試みる。その際、前の諸論考との重複は避け、以前言及できなかった事柄を中心に述べる。この補論はやや長大であり、本議事録自体の内容と関係の薄い部分が含まれているが、前の諸論考(特に前稿)への理解を深める素材として提示される。

<補論二> 本議事録にも関わり、かつ前稿の補足として・・・「将校の反乱」

ベングリオンによる軍の再編計画に将校らが反撥し、深刻な対立に発展した1948年6月下旬から7月初にかけての「将校の反乱」と呼ばれる事件について1(2)で触れる。

<補論三> 本議事録にも関わり、かつ第三稿の補足として・・・第一次停戦開始直前のラトルン等をめぐる戦闘

この様に本論考は、視野をやや広くとりながら、ベルナドット提案が提示される前夜のイスラエルの内政・外交を振り返ろうとするものである。本議事録自体の粗筋については「6月16日閣議の後から6月27日閣議までの政治的背景」として前稿<前篇>1(2)②(i)で既に述べているため、そちらを参照して頂く事とし、ここでは本議事録がおかれている文脈について、やや巨視的な観点から述べておきたい。

1948年5月14日のイスラエルの建国宣言の直後に第一次中東戦争が勃発するが、国連が任命したベルナドット調停官の仲介の下に6月11日～7月8日の4週間の第一次停戦が発効する。停戦中は両者の前線を凍結して武力行使及び武器輸入は一切禁止され、ユダヤ人移民の数や来住も国連の監視下におかれ、移民の軍事訓練は禁止された。本議事録は第一次停戦が発効して9日がたった6月20日閣議から始まり、ベルナドット提案が提示される直前の6月27日閣議で終わっているが、この一週間にベルナドットはスタッフらと共にロードス

島の本部へ戻り、それまでの双方との交渉内容を土台に和平提案を起草していた（〈補論一〉）。他方、本議事録の時期はアラブ難民帰還について否定的な見解が打ち出された6月16日閣議の直後でもあった。またこの一週間には、ユダヤ人移民と武器を載せた船が右派軍事組織イルゲン（本議事録では「エツェル」⁵⁾の指揮下にテルアヴィヴ近郊に到着するというアルタレナ号事件⁶⁾が発生した。暫定政府は、停戦違反でありかつ暫定政府の権威を無視したイルゲンの分派的行動に対して実力行使も辞さない方針を固めるなど（6月20日）断固たる対応をとるが、フィシュマン宗教相は政府の対応に抗議して6月23日臨時閣議で辞任を表明する。同事件をめぐる審議は本議事録中の6月20日・22日・23日の三閣議にわたっている。更にこの間にはベングリオンと国防軍将校らの対立が進行しており、7月初には閣内危機に発展した（〈補論二〉）。

本議事録がカバーするのは、この様に、僅か一週間でありながら外交・内政・軍事上の複数の懸案が絡み合いつつ流動的に同時進行している時期であるため、この一週間だけを切り取っての整合的な分析はなかなか難しい。特に〈補論二〉に関わる事柄の様に、7月7日閣議以降を扱う将来の論考に於て慎重に考察するのがふさわしい論点もある。その様な長期的論点については他日を期さねばならないが、ここでは本論考の範囲で考察する事が可能であると思われる、幾つかの論点を提示しておく。

第一に、〈補論一〉で用いられるベルナドットの回想録を読むと、本議事録に含まれるシェルトクの報告とベルナドットの叙述にニュアンスの相違がある両者の会談がある事に気付く。この様な場合に分析者が直面するのは、歴史や政治における「事実」とは何か、政治的プロセスにおける「認識」や「解釈」の合理性・多義性とその文脈、という古くて新しい問題である。個別事例から引き出される普遍的問いとして、考察の際に意識したい。

第二に、前稿の補論としての本論考の位置づけとも関わる視角であるが、本議事録の内容そのものが、ベルナドット提案に対する暫定政府の拒否回答（前

稿で扱った)の背景を深く抉り出している。流れから言うと、この時期の直前の6月16日閣議は、第三稿で述べた様に、閣議決定こそなされなかったもののアラブ帰還に否定的な発言が目立ち、強硬な方向に収斂した印象を残した閣議であった。その時に主流であった様に見えるアラブ帰還に否定的な方向性のその後が注目されるのであるが、直後に党内での演説とベルナドットとの会談でシェルトクはアラブ帰還などを「未決」の問題であると発言し、党内でのその発言について6月20日閣議(本稿掲載)で質された際にも「未決」という立場を確認する答弁を行っている。この様な立場は、6月16日閣議で主流になったかの様に見えるアラブ帰還に否定的な方向性が実は論争の余地を秘めていたこと、ひいてはイスラエルの対外政策における強硬路線と穏健路線の溝が解消するどころかその後も執拗に表面化し続ける可能性を予感させるものであった。実際にこの「溝」は、暫定政府全体としての「提案拒否」という一見強硬な最終結論の陰に隠れて外からは目立たなかったものの、結論を出すまでの閣内論議の過程では無視し得ぬほど浮き彫りになった(前稿参照)。又逆に、その様な「溝」がありながら結局は穏健派も「提案拒否」に傾いた背景には、トランスヨルダン及び同国を支援し続けるイギリスへの強い不信や、それとも関係するが、エルサレムをめぐる攻防戦や補給問題でユダヤ人側は重い流血の犠牲を払ってきたのだという1948年戦争の新たな「記憶」に関わる感情的要素が、前稿で検討した「主権」の要素と複雑に絡んでいた面がある事を、本議事録は強く示唆するのである。加えて、本議事録の一つの焦点である「アルタレナ号事件の処理」によって暫定政府に共有された「リボヌート」(「主権」,前稿参照)への強烈な自覚も、ベルナドット提案をめぐる一週間後の論議に類出した「リボヌート」の語の意味と文脈を新たに照らし出すであろう。

第三に、アルタレナ号事件の政治的意味である。フィシュマンの辞任によって暫定政府内の穏健派にとって数の上で有利な閣内力学の変化が生じ、ベルナドット提案をめぐる論議における穏健派の存在感につながったという見方がある

る事については前稿で触れた。また暫定政府が政治的分派の逸脱行動を抑制する事によって唯一の合法的政府としての「主権」を対外的に示し得た事は、この事件の意義として指摘されてきた。しかし長期的に見ると同事件の余波はそれにとどまらず、新生イスラエル国家の政治と軍事の深層に及んだ様に見える。同事件は右派の政治的立ち位置にも微妙な影響を与えた。同事件をめぐる審議で問題とされたのは暫定政府の「主権」を無視する右派軍事組織の逸脱的「やり方」であって、彼らの行動の内容、更に言えばその背後にある「理念」や「哲学」ではなかった。言ってみれば、暫定政府がこの時に右派軍事組織の「理念」そのものは糾弾しなかったこと——それは暫定政府自体の中にその「理念」が微妙に共有されていた部分がある事とも関係する——の中に、それから三か月たためぬ9月17日の右派軍事組織によるベルナドットの殺害⁷に通じる一つの地下水脈があったと言えないであろうか。ここに私は、右派が長期政権を「合法的に」保ち得る今日のイスラエルの政治構造に深い所で通じる構図を見る。

これらの論点は、他にも出て来るであろう諸点と共に、後篇の考察・結論部分で検討されるであろう。

1. 史料の性格と背景

(1) 本議事録の位置づけ

本論考が分析対象とするのは、1948年5月14日に成立したイスラエル暫定政府の会合すなわち「閣議」の、議事録の第3巻後半（6月20日閣議・6月22日臨時閣議・6月23日臨時閣議）と第4巻初（6月27日閣議）であり、前稿でカバーされていない、ベルナドット提案が提示される直前の四閣議がこれで全て分析される事になる。

本議事録（全146頁）の削除部分は7か所で、全て分量の推測が可能であ

り、計3頁半ほどである。このうちそれぞれ1頁ほど削除されている二か所はエルサレムにおける食糧と国防軍の行動に関する内容が推測される文脈におかれており、うち一か所はエルサレムでアラブの残した食糧がどうなったかというシトリトの質問の直後のグリェンバウムの発言である。その他の、削除の分量がより少ない箇所はアルタレナ号事件、アリヤー、軍の行動、エルサレムにおける食糧の欠乏などに関する文脈の中での削除である。全体としては「アラブ追放政策」が本議事録の範囲で言及されたか否かという問いの答えは、グレーゾーンに属していると言えよう（削除内容が部分的に判明している箇所については「終わりに」で触れる）。

(2) 本議事録の軍事的・政治的背景

——第一次停戦（1948年6月11日～7月8日）——

① 軍事的背景

(i) 停戦合意をめぐって（＜補論一＞A）

第一次停戦中であるこの時期には停戦の遵守或いは違反が一つの焦点となっていた。いかなる行為が停戦違反と見なされたのかについては、6月7日にベルナドットがアラブ諸国とイスラエルに宛てて通知（電文）を發しており、5月29日の国連安全保障理事会（以下「安保理」）決議⁸に基づく停戦条件（停戦を受諾した場合の義務や規制）を次の様に列挙している。以下、該当部分を抜粋する（下線部は原著者、[]とイタリックは引用者）⁹。

2. The effective date and hour of the cease-fire and truce, including the application of the supervision envisaged in the resolution [of the Security Council] of 29th May, shall be Friday, 11th June 1948, at six o'clock in the morning G.M.T. As of this date and hour there is to be a cessation of all acts of armed force in Palestine for a period of four weeks, and all commanders in the field should be notified accordingly.

6. As I have carefully explained to each side, it is my earnest intention to apply the truce and the controls required in such manner as to ensure that no military advantage will accrue to either side during the period of the truce or as a result of its application. To this end, I have made certain interpretations of the resolution and certain decisions as to its application which have been thoroughly explained to the representatives of both sides and which in summary are the following:

- 1) No *fighting personnel*, which shall include persons identified as belonging to organized military units as well as all persons bearing arms, shall be introduced into any of the Arab states or into any part of Palestine.
- 2) As regards *men of military age*, the Mediator shall exercise his *discretion* during the period of the truce in determining whether *men of military age* are represented among immigrants in such numbers as to give to one side a military advantage if their entry is permitted and in such event shall refuse them entry. Should *men of military age* be introduced in numbers necessarily limited by the application of the foregoing principle, they are to be kept in camps during the period of the truce under the surveillance of observers of the Mediator, and shall not be mobilised in the armed forces or given military or paramilitary training during such period.
- 3) The Mediator shall exercise, to the fullest extent practicable, a check on all immigration at the ports of embarkation and debarkation, and shall place United Nations observers on ships bearing immigrants, and to this end shall be notified well in advance as to the port of embarkation of any ship bearing immigrants.
- 4) During the first week following the truce, in consideration of the time required for setting up the controls essential to effective application of the

resolution, the Mediator shall exercise his *discretion* as regards the entry of any immigrants irrespective of age or sex.

- 5) Movements of troops or war material from one interested country to another, or closer to the borders of Palestine, or to the fighting fronts in Palestine are prohibited during the period of the truce.
- 6) All fighting fronts and lines shall remain stabilised during the period of the truce, and there shall be no increase in the fighting strength deployed along the fronts and lines, nor in the war materials on hand. Routine replacement of personnel may be undertaken.
- 7) War materials shall not be imported into the country or territory of any interested party.
- 8) Relief to populations of both sides in *municipal areas* which have suffered severely from the conflicts, as in Jerusalem and Jaffa, shall be administered by the International Red Cross Committee in such manner as to ensure that reserve stocks of essential supplies shall not be substantially greater or less at the end of the truce than they are at its beginning.
- 9) All warlike acts, whether on land or sea or in the air, shall be prohibited during the period of the truce.

これらの条件を概観すると、まず第2項の武力行使の停止に関しては、ベルナドットと国連停戦監視機構（UNTSO）の参謀長ボンデ大佐¹⁰が、米・仏・ベルギーのエルサレム総領事から成る停戦委員会（議事録では「領事委員会」）¹¹と協力し、オブザーバーを配置して停戦監視を行っていた。しかしアラブ解放軍がファウズィー・アル＝カーウクジーの指導下で停戦に縛られる事なく活動を続けた事を含め、停戦中には双方の武力行使が散発的に報告された¹²。次に、第6項には停戦の結果としていずれの側にも軍事的優位が生じない様にするという趣旨が書かれているが、これは結果的に成功しなかった。停戦開始直

後にベルナドットは、停戦が終了して戦争が再開されればアラブ側は恐らくユダヤ側より不利な位置にあるだろうと予測させる様な情報をボンデ大佐から得ている¹³。実際に、ベングリオンは疲弊しきった兵力を休養させた後は戦闘再開に備えて訓練を施し、同時に兵力補充の為に即時動員を行う方針であり[3:96]¹⁴、36~40才の人々を軍と農場労働に追加動員する閣議決定がなされるなど(6月20日[3:99])、イスラエル側の戦闘準備は停戦中も着実に進行していた。また停戦中の武器輸入は6の5)と7)にある様に禁止されていたが、ベルナドットは後に、ユダヤ人は停戦中、恐らくはアルタレナ号事件との関連でかなりの量の武器と弾薬の密輸に成功しており、その事が第一次停戦終了後の10日間の戦闘でのユダヤ人の軍事的成功の一因だったのではないかという見方を示している¹⁵。

最も規制するのが難しく、アラブ側の強力な反対の焦点であり、イスラエル側の死守する事項であったユダヤ人移民については6の1)~4)により実質的に制限されている。特に6の1)における fighting personnel (「戦闘員」)、6の2)における men of military age (「兵役年齢の男たち」)の語は5月29日安保理決議に由来する¹⁶。ベルナドットはこれらの語の正確な定義について安保理議長に回答を求めたが、後者はベルナドットの裁量に委ねると回答した¹⁷。従って6の2)と4)にある仲介者の discretion とはこの経緯を受けた文言であったが、この様な一任はベルナドットを、恣意的な解釈をしているというユダヤ人側からの批判の矢面に立たせる事になった。但し、ベルナドットはこの電文(「ベルナドット書簡」とほぼ同一)の前にシェルトクに渡していた「ベルナドット文書」(第三稿参照)では、停戦開始から一週間アリヤーを停止すると述べていたため、上記6の4)で停戦開始から一週間は移民の入国に関し自らの裁量権を行使すると述べているのは、彼がこの期間のアリヤー停止に猛反対したイスラエル側に譲歩した事を示すものである¹⁸。

ベルナドットが停戦への脅威として重大視したアルタレナ号事件は、上述の

移民規制条項全般に抵触したほか、6の5)と7)にある戦争物資の禁輸という条件にも抵触していた。ベルナドットは、軍に編入されたはずのイルゲンやレヒを暫定政府は統制しきれていないのではないかという懸念を抱き、彼らのこのような行動が続けばユダヤ人国家の継続的發展さえも保証できなくなるだろうと危惧した¹⁹。後から見るとアルタレナ号事件は、右派軍事組織がエルサレムを中心に活動を活発化させていた長期的傾向²⁰の一つの表れでもあったと言えよう。ベルナドットは、暫定政府による事態の收拾を見守る一方、武装抵抗する分派の行動によって困難な立場に追い込まれた暫定政府に同情を禁じ得なかったと振り返る²¹。

6の8)は停戦中の食糧援助をめぐる制限である。停戦開始直後にベルナドットはエルサレムを訪れ、この制限に沿って、停戦終了時にいずれの側も停戦開始前より有利にならないよう食糧備蓄は増やされてはならないとユダヤ側関係者に伝えた。一方彼は、エルサレム新市街では飢餓や低栄養の問題はなく、食糧と水は厳格に配給されているものの、戦争で破壊された多くのヨーロッパ諸国の状況に比べると状況は危機的ではなかったという印象を記している²²。また6月下旬にネゲヴへのイスラエルの食糧輸送隊がエジプト軍に阻止された件では(前稿1(2)①も参照)、エジプト首相のスクラーシー・パシャ²³は、6の8)にある救援物資を送る事のできる municipal areas にユダヤ人入植地は含まれないという解釈を示して阻止を正当化したが、ベルナドットはこの様な解釈はネゲヴのユダヤ人を四週間飢えさせる事になるため、エジプトの軍事的優位につながり、停戦中にいずれの側にも軍事的優位を生じさせない様にするという停戦の主要な原則に反すると批判した。結局エジプト政府は6月29日に、停戦条項についてのベルナドットの解釈は受け入れられないが彼の仕事を困難にする事は望まないとし、威信を傷つけない形でのエジプト軍の撤退を示唆する電文の回答をベルナドットに送り、事態は収束に向かう²⁴。なおこの件については6月27日閣議でシェルトクも報告している [4: 12~13]。

(ii) エルサレムとラトルン等をめぐる状況（〈補論三〉）

第一次停戦開始直前まで、エルサレムをめぐるイスラエル国防軍とアラブ軍団（トランスヨルダン軍）の戦闘は熾烈を極めていたが、トランスヨルダンに対するイギリスの露骨な軍事支援は停戦中も和平の行方に影を落としていた。6月20日閣議でグリェンバウムが報告している、停戦前のエルサレムへのアラブ軍団の砲撃がイギリス人将校主導でなされていた事 [3:125] については、ベルナドットもスウェーデン人記者からそれを裏付ける目撃証言を得ている²⁵。ベルナドット自身もグラブ・パシャをはじめアラブ軍団を指導するイギリス人将校たちと頻繁に接触しており、調停を推進する上で彼らは無視し得ぬ存在であった。本議事録とその後の議事録を通読すると、アラブ軍団を単に指導するだけでなく、実際にエルサレムのユダヤ人を自らの手で攻撃していたイギリス人たちの背後にあった「イギリス政府」への絶対的な不信感が、後にベルナドット提案はイギリスの提案ではないかとの疑念を払拭できずに暫定政府が同提案を最終的に拒否する、その重要な心理的伏線の一つになっていたという印象を免れ得ない。

エルサレムとその周辺の状況については、概略のみ記すと²⁶、エルサレムを陥落させない為に不可欠な補給路を確保する上で要衝ラトルン²⁷の制圧が一つの焦点となった。しかしイスラエル側は停戦開始までにラトルンを制圧する事に失敗し、アラブ軍団にラトルンを掌握されたまま停戦を迎える。6月9日定例閣議の議事録から全面削除されている議題⑧は、6月8日から9日にかけてのラトルンをめぐる戦闘に関連する可能性がある²⁸。また、本議事録の6月20日閣議における長い発言の中でベングリオンは、エルサレムの状態を深刻視してエルサレム方面への兵力増強を強く要求する彼自身と、他の戦線も深刻な状況にあるとして反対する参謀本部との意見の対立があった事に言及しているが、現場の戦略に細かく介入するベングリオンのこのような手法は「将校の反乱」（〈補論二〉）の一つの要因となった。ベングリオンは同じ発言の中で、

エルサレムへの道沿いにあったアラブ村バイト・ジーズとバイト・スーシーンの征服 [3:139]、停戦開始直前のラトルン攻撃の失敗とこの作戦で主導的な役割を果たしたアメリカ人司令官マイケル・ストーン²⁹の死亡 [3:140]、前述の二つのアラブ村の征服によりラトルンを回避するエルサレムへの新補給路を開通させ得た事 [3:141] などに改めて触れている²⁹。

かくして第一次停戦開始時にイスラエルは、ラトルンは制圧できなかったもののエルサレムへの新補給路を開き、旧市街を除くエルサレムのほぼ全域を掌握していた。7月初にベルナドット提案が双方に拒否されると、停戦延長の問題と共に、エルサレムとハイファの非軍事化の問題が緊急性を帯びる事になる³⁰。

② 政治的背景

(i) ベルナドットと双方との会談 (<補論一> B)

1948年5月以降ベルナドットは、ラルフ・ジョンソン・バンチ、ジョン・リードマン、パウル・モーン、コンスタンティン・スタヴロポロス³¹のスタッフと共に(或いは分業して)、本部のあるロードス島とカイロ、テルアヴィヴ、アンマンなどを行き来してアラブ側とユダヤ側の意見を聞き、それらの意見を参考に、本議事録の扱う期間にあたる第一次停戦中の6月20日頃からの約一週間を、ロードス島での和平提案の起草作業に充てた。ベルナドットとの一連の会談で、アラブ側はパレスチナの分割とイスラエル国家の承認を拒否し、ユダヤ側はアラブ側によるイスラエル国家の承認を交渉継続の要件として主張した。パレスチナへのユダヤ人移民の継続についてはアラブ側は拒否、ユダヤ側は自明の権利として要求し、ベルナドットは移民問題を最も解決が難しい問題と認識していた。以下、5月末から和平提案の起草作業に入るまでのベルナドットと双方との交渉の中でベルナドットの回想録に触れられている交渉を、停戦開始の前後に分けて概観する。

(ア) 1948年5月末から第一次停戦開始(6月11日)まで

5月29日のベルナドットらとヌクラシーとの会談³²では、ベルナドット提案に組み込まれる事になる要素がヌクラシーの意見の中はかなり含まれていた事が注目される。その要素とは第一に、仲介者は1947年11月29日の国連パレスチナ分割決議（以下「11月29日決議」）に縛られないで欲しい、第二にアラブ諸国はパレスチナ分割とユダヤ人国家を認める事はできない、第三にパレスチナは統一国家でなければならず、この国家の中でユダヤ人少数派はアラブ多数派によって市民的・宗教的権利を保護され、ユダヤ人口が集中している所では地方自治を与えられる、というものである。その他注目すべきヌクラシーの主張としては、パレスチナは「独立した統一国家」としていかなるアラブ国家にも編入されてはならないという主張と、ユダヤ人の何が問題なのかについての主張が挙げられる。後者に関して彼は、ユダヤ人がテロリズム（彼はシュテルン団 [レヒ]、イルグン、そしてある程度はハガナーもユダヤ人テロリストであるとする）と武器の力によって、独立したユダヤ人国家をパレスチナに建てようとしている点が最も問題であるとする。彼は少数派であるユダヤ人がアラブ人の圧倒的に多い地域に外部勢力と結び付いた形で移住し、土地を購入してユダヤ人国家を要求するのは「異常な」状態であるとし、自然な経済的行為としての土地購入ならよいが、外部資金による政治目的の土地購入には問題があり、アラブ側はこれを拒否しているのだと説明した。ヌクラシーの議論の中には、現地の少数派であるキリスト教徒が外部の列強と結び付く事を通じて進行した面のある植民地化への警戒と、人口的・社会的に優位にあるムスリムが少数派であるユダヤ教徒に権利を保障してきたズィンマの伝統を自明とする意識が垣間見える。アッザーム・パシヤも5月30日の会談³³でパレスチナ分割に改めて批判的に言及すると共に、自分は連邦構想を支持してきたとし、連邦でなければヴァチカン市国の様なものをユダヤ人に与える事も可能かも知れないとベルナドットに語った。翌日の5月31日におけるベルナドットとベングリオンの会談では、ベルナドットが停戦を受け入れない側には国

連の制裁が課されると伝えたのに対し、バングリオンは侵攻したのはアラブ側であり、しかもアラブ側は今まで既に二回停戦に反対しているので国連が双方を同等に扱うのはおかしい、また停戦はユダヤ側にとって有利には作用しない、という意見を述べている³⁴。

ベルナドットと双方との会談では、停戦中の「ユダヤ人移民」と「エルサレムへの食糧援助」はどうなるかという具体的な問題も焦点となった。

停戦中の移民については、当初ベルナドットは一切許可されてはならないとの考えであったが（6月3日の会談におけるトランスヨルダン外相の質問への回答³⁵、6月5日のヌクラシーとの会談では人道的理由から、武器を携行できる男たちであるとしてもその様な人々の移住に全面的に反対する事はできないと述べており³⁶、同日のレバノン外相との会談でも、自分が婦女子も含めて移民を全面的に禁止する事は政治介入に等しいのでできない、という旨を伝えている³⁷。ベルナドットにこの様な方針転換を促したのは、条件付きで停戦中の移民を認めて欲しいという6月3日の会談でのシェルトクの強い要請であったと見られる。シェルトクは、5月29日安保理決議にある *men of military age* とは武器を持っていない兵役年令の男たちを意味するはずであり、武装した人員を指す *fighting personnel* とは区別されるという解釈を示した上で、武器は輸入しない、移民の中の *men of military age* はベルナドットの監督下のキャンプに集める（彼らが軍事訓練を受けず武器を受け取らぬ様にする）、移民船の到着日時と乗客の年令構成及びその他の構成をベルナドット又は彼の代表者に予め知らせる、監視機関が機能し始めるまで移住を開始しない、以上の事を約束するから停戦中の移民を認めて欲しい、と2時間の会談でベルナドットに迫った。ベルナドットはシェルトクに諸条件の厳格な遵守について念を押しした上で、停戦中の移民を許容する意向を示唆した³⁸。更に6月6日の会談でベルナドットはシェルトクに4ページの覚え書（「ベルナドット文書」）を渡し、シェルトクは同日の閣議（彼は会談終了後に遅れて出席）でこの会談について早速

報告する³⁹。ベングリオンはこの文書に猛反発し、ベルナドットの解釈は安保理決議に反していると返答する事が全会一致で決定された。その後6月8日夕刻に、停戦条件を示したベルナドット書簡(前述の7日付の電文と同一)がリードマンによってシェルトクに手交された。この書簡は9日正午までに回答する事を求めていたため、暫定政府は8日臨時閣議と9日朝の臨時閣議で対応を協議して停戦を受諾する返答⁴⁰をベルナドットに送るのである。

停戦中のエルサレムへの食糧援助については、アブドゥッラー王とアッザーム・パシャは強く反対していたが、ベルナドットは人道上の理由から援助を控える事はできず、赤十字のもと、停戦前後で食糧の量が変わらぬ様にする(現状維持)という条件で援助に同意するようアラブ側に要請した(6月3日トランスヨルダン外相, 6月6日アブドゥッラー王, 6月7日アッザーム・パシャとの会談)⁴¹。

移民とエルサレムへの食糧援助に関するベルナドットと双方の間のこれらの交渉内容は、停戦合意に反映される事になる。

(イ) 第一次停戦開始からベルナドット提案の起草開始まで

停戦開始後の6月16日のベルナドットとアラブ側代表との会談では、アラブ側は従来の主張を繰り返すにとどまった。スクラーシーはパレスチナ分割とユダヤ人国家を承認する事はできないと述べ、アッザーム・パシャはユダヤ人とアラブ人の統一国家をパレスチナにつくるという願望を述べて政治的的目的を持った移民や土地購入は認められないとし、両者とも、今パレスチナにいるユダヤ人はパレスチナの市民として認めるが、東欧から新たに流入したユダヤ人を同列に扱う事はできない旨を示唆した。レバノン首相はキリスト教徒とムスリムが「レバノン人」として共生している自国がパレスチナの将来の政治的組織のモデルとなるかも知れないと述べた。ベルナドットは、民主主義の原則に基づくパレスチナ国家の重要性についての彼らの主張は一見もっともであるが、共通議会では少数派であるユダヤ人に不利になる事を心に留める事が重要

である、と記している⁴²。

停戦開始後のベルナドットとイスラエル側の会談はまず6月13日にテルアヴィヴで行われ、国連停戦監視機構の長にボンデが任命される事が判明した⁴³。その後6月17日のシェルトクとの会談についてベルナドットは、シェルトクの見解はユダヤ側の態度があらゆる点でアラブ側のそれと正反対である事を確証したとし、シェルトクがロードス島に連絡担当官を送る事に同意した事などを記すのみであるが⁴⁴、この会談については6月20日閣議でシェルトクがやや異なる角度から詳細に報告している。この点は考察で改めて検討する事としたい。

(ii) ベルナドット提案の基本方針の形成（＜補論一＞C）

双方との一連の会談を終える前にベルナドットは、彼とスタッフが和平提案を起草するにあたって正確な事実関係を問い合わせられる連絡担当官を任命するよう双方に要請した。その要請を受けてユダヤ側はレオ・コーンとレウヴェン・シロアハ（及び彼らの秘書二人）⁴⁵を、アラブ側はアブドゥルムニム・アル＝ムスタファー⁴⁶、A.アル＝ファラキー⁴⁷、パレスチナ・アラブ人の代表であるヘンリー・カタンとアフマド・アッ＝シュカイリーを任命し⁴⁸、後者四人はアラブ連盟の名で連絡担当官を務めた [3：110]。

和平提案の作成にあたり、ベルナドットは11月29日決議は維持し得ないと考えていた。彼が同決議に否定的であり、「パレスチナにおける統一国家」という本来望ましいと彼が考えていた解決策と、イスラエルが国家として機能しており幾つかの国に承認されているという現実との折衷案としてアラブとの「連邦」を提案するに至った経緯については前稿で触れたため [＜前篇＞259 (218)～258 (219)]、ここでは次の二点を補いたい。

第一点は、11月29日決議に縛られないというベルナドットの見解は既に5月末のアッザーム・パシャとの会談でも表明されていたが⁴⁹、この問題については安保理内でも見解が割れていた事である。ベルナドットの回想録による

と、第一次停戦が終了し戦闘が再開された後の7月13日の安保理会合で、ソ連代表グルムイコとウクライナ代表で議長であったマヌイリスキー⁵⁰が、停戦を維持できなかった責任は11月29日決議に反する提案をしたベルナドットにあるという趣旨の発言をした際、イギリス代表カドガン（Sir Alexander Cadogan）とベルナドット自身は、同決議の強制的な遂行は不可能である事が判明し、その事態の解決の為にこそ調停官が任命されたのであって、その経緯ゆえに調停官は同決議に縛られる必然性はないと反論した⁵¹。イスラエル暫定政府内でも11月29日決議に依拠するか否かをめぐっては見解が分かれた事を前稿で見たが、安保理内でも同じ問題をめぐって論争が再燃していたのであった。

第二点は、ベルナドットがパレスチナのアラブ部分とトランスヨルダンの結合を提案した背景に、パレスチナ・アラブ民族指導部の弱体化とアブドゥッラー王への考慮という前稿で触れた要因に加えて、「闘争を諦めてパレスチナを去った」（下記引用中の下線部）パレスチナ・アラブ人には独自のナショナリズムがなく独自の国家を組織する意志と能力が欠けている、というベルナドットと彼のスタッフの判断が垣間見える事である⁵²。ベルナドットが提案作成の際に参考資料としたモーンとリードマンの報告書⁵³は、パレスチナ・アラブ人をめぐる状況について次の様に指摘していた（下線部引用者）。

Two important developments have taken place in Palestine since the adoption by the United Nations General Assembly of the resolution of 29th November 1947: the first was the political and military intervention of the Arab States, and the second the complete collapse of the Palestine Arabs.

For thirty years the Arabs in Palestine have urged the setting up of a sovereign unitary State and resolutely rejected any proposal for the partition of the country. But the Arab world is sharply divided. Syria, which feared that King Abdullah of Transjordan would attempt, with British aid, to carry out a

coup in the Arab part of Palestine to extend his dominions, supported Abdullah's principal rival, the Grand Mufti of Jerusalem, and provided equipment for his so-called Army of Liberation. This Army did in fact begin to move against the Jews in March 1948, but was surrounded and saved from destruction only by the intervention of King Abdullah. That was the end of the Grand Mufti, who had held the Palestine Arabs under his absolute control and had proclaimed for years that—if it were not for the British—they could crush the Jews in forty-eight hours. Approximately 250,000 Arabs gave up the struggle and left Palestine.

The Arab States then realised that the situation in Palestine could only be saved by King Abdullah. The Arab League was mobilised to persuade him to intervene. That was the moment Abdullah had been waiting for. He was ready to occupy those parts of Palestine that were to be awarded to the Arab States under the partition plan. He was particularly interested in Jerusalem. His dynasty had held possession of the Holy Places in Mecca and Medina until they were driven out by the present ruler of Saudi Arabia, Ibn Saud. Abdullah had never been able to forget that. ...

しかし政治的理由から他のアラブ諸国はトランスヨルダンだけに戦争をさせるわけにはいかずパレスチナに軍を送ったが、軍事的・政治的問題でアラブ連盟は分裂している、と報告書は続ける。その上でパレスチナ・アラブ人の現状については、報告書は次の様な見解を示すのである。

The Palestine Arabs have at present no will of their own. Neither have they ever developed any specifically Palestinian nationalism. The demand for a separate Arab State in Palestine is consequently relatively weak. It would

seem as though in existing circumstances most of the Palestinian Arabs would be quite content to be incorporated in Transjordan.

そのトランスヨルダンには人口僅か40万人で、パレスチナのアラブ部分を編入する事に成功すればアブドゥッラー王は自国の経済資源を拡大し、イギリスからもっと独立できる様になると報告書は述べる。続いて報告書は再びアラブ諸国の利害と状況の相違について述べ、和平の条件について考察して締め括っている。この報告書における、パレスチナ・アラブ人は指導部が崩壊している上に独自のナショナリズムを発展させて来ず、別個の国家への要求も今は弱いので、人口が少なくパレスチナのアラブ部分の編入によって経済的にもメリットのあるトランスヨルダンに編入しても差し支えないだろうという論調は、イスラエルやトランスヨルダンに欧米諸国並みの完全な主権を認めなかった以上にパレスチナ・アラブ人に主権を認めなかった、ベルナドット提案の土台の一部として組み込まれた。実際に5月末から6月末までにベルナドットらが会見したのはイスラエル側とアラブ諸国側（アラブ連盟）のみであり、彼らがパレスチナ・アラブ人の独自の政治的意志を確認すべく精力を注ぐ事はなかった。それは和平について、ベルナドットとそのスタッフが結局次の様な前提に立っていた事とも関係する。

To sum up, one might say that in putting forward any proposal for the solution of the Palestine problem one must bear in mind the aspirations of the Jews, the political difficulties and differences of opinion of the Arab leaders, the strategic interests of Great Britain, the financial commitments of the United States and the Soviet Union, the outcome of the war, and finally the authority and prestige of the United Nations.⁵⁴

ベルナドット自身も、パレスチナ・アラブ人が「戦闘に於て積極的な役割を果たさず実際に戦場を去った」事がアラブ側の立場の弱みであると指摘していた⁵⁵。命をかけて父祖の地を守ったか否か——主権付与を考慮する際の、この深く欧米的な価値基準は、ベルナドットの調停の中でパレスチナ・アラブ人が「難民」として人道的救済の対象ではあっても、何故独立した「国民」に値する存在としては扱われなかったのかを深層の部分に於て説明する様に思われる⁵⁶。

(iii) 「将校の反乱」(＜補論二＞)

ベングリオンはかねてより国防軍の上層部から、軍内部で主力を占めるマバム出身の将校を一掃するという動機の下に軍の再編を図っていた⁵⁷。彼は1948年6月にイスラエル・ガリリ⁵⁸副国防相、ヤアコヴ・ドリ参謀総長(病気であった)、イガエル・ヤディン⁵⁹作戦部長らと共に軍の再編計画と人事刷新に取り組んでいたが、6月24日にヤディンがこれらに関する彼の計画を提出するとこれを不服とし、五日後に参謀総長や司令官人事を含む自らの案を示して、ガリリと将校らがこれを遂行すべきだと強硬に主張した。ベングリオンの指示に反撥したガリリやヤディンらは辞表を提出したが、ベングリオンはこれを軍の政治的反乱と見なし、戦争努力を危うくする行為であると非難した。前稿で触れなかったが、議事録から全面削除されている6月30日閣議の議題⑤はこの件に関係する可能性がある。

更に7月2日、ベングリオンは内閣にガリリの罷免を支持するよう要求し、この件を調査する閣内委員会の前で証言する用意があると表明した。7月2日閣議では実際に五人の閣僚(グリェンバウム、ツイスリング、ローゼンブルート、シャピラ、シェルトク)から成る委員会が設立され[4:118]、この委員会が証人喚問を行った結果、将校らがベングリオンの実質的な提案内容のみならず彼の独裁的なスタイルやパルマツハ解体の意図に憤っている事が明らかになった。このため委員会はベングリオンの軍の改革案は棚上げにして現状維持

とし、ガリリを含む人事も据え置き、純粋な軍事の問題についての参謀総長らによるプロフェッショナルな決定に国防相は介入すべきではない、とする報告書を出したのであった。

報告書の内容を知ったベングリオンは首相・国防相を辞任すると表明した。彼は、辞任の意志を撤回して委員会勧告を受け入れるよう説得しに来たシェルトクに対して病気を理由に話し合いを拒否し、シェルトクが自分に代わるべきだと述べる。7月6日、ツイスリングら委員会の何人かのメンバーは、ベングリオンを内閣から追放しシェルトクに首相就任を説得しようとしたが、シェルトク自身は自党マパイへの打撃（特にマバムとの関係における）への懸念からその勧めを受け入れなかった。他方、同日中にベングリオンに、委員会勧告を棚上げにして内閣の中に防衛体制を監督する恒久的な委員会を設置する事を条件に、辞任撤回の意志がある事が判明する。事態が危機的である事を認識したヤディンも、軍の包括的再編は延期して新しい司令官の任命のみを行う事をベングリオンに提案し、ベングリオンもこの妥協に同意した。

ベングリオン不在の状態で開催された7月7日閣議で内閣は、委員会勧告を棚上げにして恒久的な防衛委員会を設立する事とした。外相シェルトクを主力メンバーとする防衛委員会が爾来、ベングリオンの国防政策における独走を抑制する役割を果たす事になる。他方ベングリオンとの確執が深まっていたガリリは国防省内での地位を失い、ベングリオンの目的の一つは達成されたのであった⁶⁰。

以上が「将校の反乱」の概要であるが、この事件が閣内審議に直接影響している（或いは影響したと見られる）のは、これまで分析した中では前稿で扱った、上述の6月30日閣議（議題⑤が議事録から削除されている）と7月2日閣議（議事録を見ると「軍における状況」と題する議題③では「明確化は、別に記録された」として審議の具体的内容は省かれ、決定事項のみ漠然とした表現で簡略に記されているのみである [4:118]）であり⁶¹、本論考で扱う諸閣

議では、削除部分も考慮に入れて議事録を見る限りでは、他の審議内容を大幅に左右する程の同事件の影響は認められない。また6月30日・7月2日の両閣議に於ても、前稿の中心的テーマであったベルナドット提案をめぐる論議には同事件は直接の影響を及ぼしていないと判断される。むしろ同事件はその先の、7月7日閣議の重要な背景となるのである。

(iv) 本議事録における暫定政府の閣僚構成

6月23日臨時閣議でフィシュマン宗教相が、暫定政府のアルタレナ号事件への対処に抗議して事実上辞任したため、本議事録の範囲では6月27日閣議に於て宗教相が不在である。他の閣僚に身分の変更はなく、閣僚構成は以下の通りである⁶²。

ダヴィド・ベングリオン・・・首相・国防相（マバイ）

モルデハイ・ベントヴ・・・労働相（マパム）

ベレツ・ベルンシュタイン・・・通商産業相（一般シオニスト党）

イツハク・グリュンバウム・・・内務相（一般シオニスト党）

(ラビ) イツハク・メイル・レヴィン・・・社会福祉相（アグダト・イスラエル）

(ラビ) イェフダ・フィシュマン・・・宗教相（ミズラヒ）、6月23日に事実上辞任

アハロン・ツイスリング・・・農業相（マパム）

エリエゼル・カプラン・・・大蔵相（マバイ）

ピンハス・フェリックス・ローゼンブルート（後にローゼンと改名）
・・・法務相（新しいアリヤー、後に進歩党）

ダヴィド・レメズ・・・運輸相（マバイ）

ベホル・シトリト・・・警察相・少数派相（スファラディーム党）

モシェー・シャピラ・・・移民・保健相（ハポエル・ハミズラヒ）

モシェー・シエルトク（後にシャレットと改名）・・・外相（マバイ）

本議事録の範囲ではレメズが海外出張で欠席している一方、エルサレムにいた為に6月16日閣議までの諸閣議を欠席していたグリェンバウムが出席し、エルサレムの状況報告やアルタレナ号事件をめぐる審議で活発に発言して、行動派の一人としての存在感を示している。なお閣議には従来と同様、ゼエヴ・シャレフが秘書官として出席している。

2. 史料紹介

——『暫定政府会合議事録』第3巻後半～第4巻初の概要——

- (1) 1948年6月20日（欠席者：レヴィン [在エルサレム]，レメズ [外国]，シャピラ [在エルサレム]。イスラエル・ガリリとイガエル・スクニック [ヤディン] は議題①のみ出席）

① 軍と労働の為の更なる動員

ベングリオン この会合を始めるにあたり、私は皆さん全員を代表して、グリェンバウム氏が遂に我々のもとに来るのに成功した事について祝福しよう。事後になるが、[今漸く] 私は語る事ができる。彼はこの数週間エルサレムに居住する、大きな、そして類稀な特権を持っていたと。我々は今から、彼がエルサレムについて話すべき印象と結論の一部を聞く事になるだろう [3: 95]。

我々は今政治的問題についての議論の真只中にあり、グリェンバウムさん、あなたが来たので議論の順番を恐らく少々変えるだろう。前回の会合で我々は二つの問題を根本的なやり方で明確化する事を始めた。A) 停戦に関する我々の政策、B) 軍事的状況、である。まず政策の件を、その後、我々の主なアドバイザーたちの参加を得て軍事的状況を明確化する事が決定された [3: 95]。

我々は政治的問題の明確化を始めたが、いつもの様に議事は長引いたのであり、我々はこの明確化を続けるか、他の案件に取りかかるかを決めねばならな

い。今日の議題に入る前に政府〔の皆さん〕に強くお願いする。金曜日に前線の全司令官の会合があり、我々是我々の軍の状況を包括的かつ徹底的なやり方で概観したのだが（我々が軍事的明確化に行き着いた時にこれについてもっと広範にお話ししよう）、全司令官の全般的な結論は、停戦前夜に兵士たちの疲労は限界まで達していたというものだった。戦った全ての部隊には少なからぬ数の死者と、それより多数の負傷者がおり、二つの理由から脱走兵もいた。〔一つには〕軍から逃亡した人々がいる。しかし一部の者は彼らの家族がパンに飢えているという単純な理由で脱走したのであり、この事については今日承認する事が不可欠な結論がある。私はその事が修正されるであろうと約束したが、その様な事への政府の承認をお願いする [3:96]。

延期する事能わざる全体的かつ緊急の事柄は、我々が停戦の時間を何よりもまず休息に使った後、残りの時間の全てを訓練に充てるだろうという事である。しかしこれと共に即時動員をせざるを得ない、というのも兵力が使い果たされているからだ。この問題は既にこの〔閣議の〕テーブルに上げられた事があるが、移民相〔シャピラ〕から抗議が提出された⁶³。彼は、既に動員命令が出されている人々の動員によって問題を解決する事が可能であると考えていたのである。しかし今や、この兵力では足りなかったという事が我々にははっきりしている。結論は、36～40才に動員命令を出さねばならず、彼らは訓練される為にすぐに送られるだろうという事である。軍に受け入れられないであろう人々は——労働に行くだろう [3:96]。

この会合で明らかにされ、劣らず焦眉の急である第二の事柄は、我々は本質的に二つの戦線を持っているという事である。それは軍と農場だ。農場の戦線は軍の戦線に劣らず死活的であり影響力がある。諸農場のかかなりの部分は前線にある。ネゲヴで、ヨルダン溪谷で、高地ガリラヤで、南部で農場はその全ての若者を動員に応じて出し、40代50代の年輩の人々が残された。・・・⁶⁴ 農場の人々は正式な意味では兵士ではない。彼らには食事の時間も労働の時間も

なく、昼夜の別なく恐ろしい状態におかれている。従って第二の結論は、動員が必要なのは諸部隊を強化したり補充部隊をつくったりする為だけではないという事である。・・・農場の問題が非常に死活的である事が明らかになったのであり、もし我々がすぐに、訓練され塹壕を掘るであろう人々を農場に送らなければ——農場は足場を強化しないだろう [3：96～97]。

我々には二つの軍が必要だ。動的な戦闘軍と静的な戦闘軍である。農場の全ての人々は静的な軍に含まれるが、彼らの力は尽きており、彼らには強い増強を与えねばならない。更なる動員の命令の件は延期できない。（ツイスリングこの事は二週間前に承認された。）その事は承認されなかった。というのは我々は、その事について抗議したシャピラ氏と議論を続けられなかったからだ⁶⁵。エルサレムは前と同様 [アラブ] 軍団に包囲され、エジプト軍は我々の入植地の近くに野営している。一日のうちにその全ての大砲がそれら共同体を再び砲撃しそうであり、もし我々が、A) 破壊されその多くの兵士が殺された諸部隊を補完し、予備役を設ける為に、及びB) 農場に人々を送る為に、真剣な事を行わなければ——我々の持ちこたえる力は崩れるだろう。（ベントヴこの会合で [話し合うと] 決められた議題がある。）私は今日の議題の前に、この問題に議論 [の時間] を割くようお願いする、なぜならその件は焦眉の急だからである [3：97]。

フィシュマン この年令の動員に反対している三人の同僚のうち二人が欠席している状態で（ラビ・レヴィンとシャピラ氏）我々がこの件について決定する事は、非常に公平であるとは言えない。36～40才を義務動員に入れる事によって——イシューヴの生活は破壊される。完全な家族というものが失われていくだろう。既に今エルサレムでは生計を立てられない人々の大きな痛みがあるのに、その今、我々はそうした人々の数を更に増やさねばならないのか？ 3～5人の子供がいる家族がいるが、この命令はそうした家族を破壊するだろうから私はそれに反対であり、反対している二人の同僚が会合に出席している時

にこの件について決定される事を要求する。彼らにも言うべき事があるからだ [3: 97~98]。

ベングリオン 私はラビ・フィシュマンの第二の理由に反論しよう。・・・この件は延期に耐えられない。あなたは家族について心配しているが、我々 [が心配しているの] は——イシューヴなのだ。この事 [36~40才の動員] はエルサレムに適用されるのではない、なぜならエルサレムではこの年齢以上の人々が [既に] 動員されているからだ。イシューヴは今、幻想の中に生きている。なぜならテルアヴィヴを爆撃する飛行機が現れないからだ。しかしこの事はベヴィンが与えるであろうシグナル一つにかかっているのだ [3: 98]。

フィシュマン 私がラマツト・ガン⁶⁶に来て、そこで軍にいない何百人もの若者を見出す時——私にはその事 [36~40才を動員する事] に納得がいかない [3: 98]。

ベングリオン あなたは何十万人も見るとは思わないのだから、それは誇張だ。しかしこの件についても改めて虱つぶしに探し始めねばならず、家宅やコーヒー店の搜索がなされるだろう、そして動員されなかった人々は——拘禁されるだろう。我々には今、少なくともあと2万5000人必要だ [3: 98]。

グリェンバウム 動員は政府の権限に於てか、国家評議会の権限に於てか? [3: 98]

ベングリオン 緊急時に関する全ての事は政府の権限内にある [3: 98]。

グリェンバウム 我々の権限で動員される人々の数はどの位か? [3: 99]

ベングリオン 現時点で4万人が動員されている。しかしその人々の一部が従事している業務がある。実際に訓練され戦っている人々は約1万7000人いる。これは他のあらゆる軍におけるよりも大きな割合だ。英軍では、一人の戦闘兵士に対して10人が後方支援業務に携わっていて、状況がその様であった時に彼らは予備役の部隊を一つも持たなかった [3: 99]。

ベントヴ これは将来にわたって維持されるであろう割合なのか? [3: 99]

ベングリオン これがその割合なのだ。これ以上は不可能だ。後方業務に若い女性たちを入れる大きな努力がなされるだろうし、[そうすれば男性] 兵士のかなりの部分が自由になって前線に出られるだろう。問題は大変深刻なのだが、フィシュマン師、あなたは落ち着き払って話している。停戦は28日間と決まっている。9日が過ぎた。今準備を始めないと時間がたってしまうだろう [3:99]。

多数派、つまり反対1名で、問題をこの会合で決定する事を決定する [3:99]

ベングリオン 36~40才の動員についての法案を承認しようという提案がある。軍に適格である全ての者は軍に行き、不適格な人々は——農場における労働へ行く事になる [3:99]。

1908~1912年生まれの人々の軍と労働への動員を承認する事を、反対1名で決定する [3:99]

ベントヴ 前の会合では、更に三つの年齢（38才まで [従来の35才までに加えて36才、37才、38才]）のみを動員する提案だと言われていた⁶⁷。それより高い年齢の者は用いないのなら、それらを超える命令を公表する意味はどこにあるのか [3:99]。

ベングリオン この事は我々の権限下におかれるであろう司令官の数にかかっている。我々は司令官を訓練する多大な努力をするだろう。司令官がいる様になれば、追加の人員が動員される事になる [3:100]。

ツイスリング 私は追加の動員に賛成票を投じたが、私はこれに労働への動員の問題を結び付けたい。いずれにせよ現にある諸措置で満足してはならない。この状態では農場での労働の為の人々の数が少なくなるだろう。この年齢では

人々を場所から場所へ移す可能性は難しいだろうし、重い負担と金銭的な責任を課すだろうから、その様な事を遂行できるであろう人はいない。・・・従って私は私の二つの提案に戻ってそれらについて決定する事を要請する。A) 若者の年令。我々は、いつ中断されてもおかしくないが続く見込みもある停戦期にあるので、参謀本部にとっては兵役年令である若者を農業労働に動員すること、これこそが死活的な事である。私の提案への反対の理由は安全保障上の理由だったので、今私は私の提案に戻るのである。B) アリヤーの問題 **8行ほど削除** 私は労働の能力のある全てのアリヤー〔移民の波〕が村に向けられ、その内部から動員される、と決定する事を提案する。私は労働入植のみならず、キプーツとモシャーフのみならず、モシャヴァーの事も意図している！私はオレンジ果樹園の栽培状況についての報告書を受け取ったが、それらの〔果樹園の〕かなりの割合が労働力不足の為に消えていきそうだとの事である。だから、軍の観点からも移民が村の内部から動員される事には意味がある。・・・私の提案は、彼らの訓練と動員が村の内部で行われるというものである。これが第一段階となり、その後〔彼らは〕年令と適性に依じて軍勤務をあてがわれ、彼らの動員された場所とのつながりは残されるだろう。・・・ [3: 100~101]

私の提案は次の二つのカテゴリーに向けられている。A) 軍に入るまでの年令の若者、或いは軍から復員して労働の能力を持つ者、及び従って労働部隊に入るであろう17才の人々、B) 移民 [3: 101]。

フィシュマン 第一の提案に関しては私は次の様にコメントせざるを得ない。我々は既にこの件について何日も前に話し合っており、否決したのだと [3: 101]。

ベングリオン ラビ・フィシュマンの言葉に付け加える。17才については訓練の為に動員されるであろうと我々は決定したのであり、彼らは動員されている。2か月の訓練の後、彼らをどうするか考えよう⁶⁸。我々の為に予備役にな

る事もあり得る [3:101]。

移民について。私はツイスリングがその様に主張するのを支持する。参謀本部は入植団体と明確化を行った。農場へ送るのは普通の人々では不可能で、兵士を送る事が合意された。ヨルダン溪谷の諸農場の様に、少し〔他より〕防衛している農場も前線の役割を果たしている。人々は兵士ではないが戦わざるを得ず、彼らの著しい部分が戦争で斃れた。これらの場所に兵士以外を送るのは不可能であり、彼らが労働の為に送られる場合も、自分達は兵士であり、制服こそ着ないが武器の訓練は受けるであろうという事を心得ていなければならない。動員年令の全ての移民が訓練に送られるだろう。彼らの一部は兵士として労働に赴き、一部は軍人として軍に赴くだろう。私はこの件について、我々が全ての入植団体と会合した後、10日前に達した結論から変更がないようお願いする。低地・西・東ガリラヤ、ヨルダン溪谷全域、ネゲヴ全域、生活がテルアヴィヴでのそれに似ているレホヴォトやハデラやペタハ・ティクヴァの様な所を別とした南部全域、私が挙げた全ての地域における全ての農場にとっては——兵士しか求められていない。幾つかの農場については軍がそれらを維持するだろうと決定された、というのもそれらは農場としての機能を停止したからである [3:101]。

この措置は、国防省に於て、労働省と共同して行わねばならない [3:101]。
ベントヴ 私は二つのコメントをしよう。A) 今農場で動員されようとしている人々は現地編成隊と見なされるであろうという明確な決議がなければならぬ。この件については政府の決議が採択されねばならない [3:102]。

ベングリオン 送られるであろう人々も現地編成隊になるだろう [3:102]。

1908~1912年生まれの農場のメンバーから動員される人々は現地編成隊に所属し、場所から場所へと移されないだろう、と決定する [3:102]。

ベントヴ コメント B) 私は司令部のマンパワー部門の長と、共同の動員のアレンジについて話し合った。我々の間では一定の手順について合意された。その手順が守られるべく国防相が心を用いられるようお願いする。というのもこの件についてはよくない経験があるからだ。それらについて決定されたのに[彼らが]実行していない事柄〔複数形〕がある。この事柄〔約束〕が厳密に守られるようお願いする [3: 102]。

ツイスリング 政府の中には農業への心配が感じられない。私の要求は軍や政府に考慮されなかったし、私の二つの提案も共に無視された。私は16才を農場での労働に動員する事を提案したが、息子達の運命について親が心配に浸ったままにする事はできないという理由で斥けられた。しかし停戦が発効したわけだから、その命令は停戦期間に[のみ]適用されるだろうと我々が決定する事は可能だ。国防相は、前線にない何十もの農場がある事を思い出さねばならない。イスラエル渓谷の諸農場は働く事をやめておらず、フラー〔フレー〕・ブロック、ヘフェル渓谷、ナハラル・ブロック⁶⁹も同じだ。ヒロイズムの高揚を妨げる事はそれら〔農場〕の戦争能力を弱めるだろうし、それら〔農場〕の人々は、現地であれその外であれ戦争の任務から自由になる事ができないだろう [3: 102]。

私は農業における全てのファクター、農業組織、共同農場等と共に明確化を行い、全ての入植団体の運命について聴取した。私は諸地域と諸団体の評議会の多数派と共に明確化を行い、全ての所で同じ要求を耳にした。移民は軍に動員されないならどこへ行くのだろうか?・・・彼らが船からまっすぐ軍に送られる事によって・・・労働に於て不可欠となり得る女性たちや女性メンバーたちが散り散りになってしまい、これが我々の軍の力の弱体化の原因である。・・・国内の諸共同体の半分については、子供達を連れて来てはならないと言う事は不可能である。私には理解できない。何故我々は今最大限の労働力を動員してそれを、イシューヴがそれによって支えられているところの農業諸部門

が破壊されている場所に向けないのかという事が。我々は農業の土台を放棄している。しかしここはその詳細に立ち入るべき場ではない。私は、8人以上のメンバーを持つ委員会を、適当であると認めるであろうところに従って選出し、我々がそれに関係者を招いて遂行可能な事項を検討するよう提案した。その後その問題は、政府における更なる明確化に持ち込まれるだろう [3: 102～103]。

ベングリオン [既に] 採択された決議に反する決議をする事はできない。前の決議を取り消すなら別だが [4: 103]。

票決に移る

16才の人々を動員しないという前の決議を取り消す、という提案に賛成——2
決議の取り消しに反対——4

農場における労働への16才の人々の動員の却下についての前の決議を取り消さないと決定する [3: 103]

シェルトク 農相と移民相に、本件を明確化して、軍への動員命令が適用されない移民の一部を農業労働にふり向ける事についての計画を我々に提出する事を課すよう、提案する [3: 103～104]。

ベングリオン 労働者をふり向ける事は農業省ではなく労働省の事項だ。・・・ [3: 104]

シェルトク ならばこの事を労相に課す事を提案する [3: 104]。

ベングリオン 我々が採択した決議によると、この事は彼 [労相] に課される。彼が軍に動員されないであろう全ての人々について任命するのだ [3: 104]。

ツイスリング 動員の諸事項とコーディネートさせつつ、移民の中から労働力を利用する可能性を検討する為の委員会を選出する事を提案する。ベングリオン

ンがその事柄を提案するところに従うと、この動員について決定する可能性がない [3:104]。

ベングリオン 40才までの動員される義務がある人々は労働と軍に動員されるだろう。労相が、労働の様々な必要性に応じて、動員された人々を労働にふり向けるだろう [3:104]。

カプラン 何故ベントヴ氏自身が、本件について話し合う為に関係諸省を招請する事ができないのか? [3:104]

ベントヴ 私はそれをする [3:104]。

カプラン ツィスリングが委員として提案する4人の人々をベントヴが招いて彼らと本件について話し合うよう提案する [3:104]。

ベントヴ ツィスリング提案における意図は、国防省の立場に影響を与える事だった⁷⁰ [3:105]。

② 質疑

ベントヴ 質疑:[国防省の]人々が全ての電話機・・・を他の全ての仕事から軍の仕事へ移動させている事を、国防相はご存じか。秩序も明確化も他の業務への配慮も全くなく。政府の多くの省は電話機がない為に仕事ができない。政府は必要ないから軍が全業務を行うよう決定する事は可能だが、政府というものが必要なら——政府には電話機も必要だ。この件について、国防相はどうしようとお考えか? [3:105]

ベングリオン それは質疑ではないが、この件に触れて下さった事を嬉しく思う、というのもそれには私も困っているからだ。私は合同会議に郵政局長(フリードベルク氏)と軍の通信局長を呼び、電話業務を民間郵便局に移管するという私の希望を表明した。・・・私は必要とされる電話機のアレンジの為に二週間の期間を与えたが、これによって軍の能力が試されるだろう。その間国内には十分な数の電話機がなく、今使われている電話機を没収して最もそれらを必要としている所へ移さざるを得なくなっているのである [3:105]。

私の提案は、我々が三人のメンバーから成る委員会を選出する事である。それは国防省、運輸省とこの場で決定される追加の省の代表から構成されるだろう。この委員会は電話局の設立を誰の手に委ねるかを決定するだろう。軍はこの事がなくても仕事の負担が重いので、もし郵便局がその仕事を遂行するだろうという事が明らかになるならその方がよい——それがあらゆる観点から見てもふさわしい [3 : 105]。

ベントヴ 私がその委員会の三人目のメンバーになる用意がある [3 : 106]。

国防・労働・運輸各省の代表から構成される委員会が本件について決定するであろうという事を決定する [3 : 106]

ベントヴ 質疑の第二点：この件に関わる同僚 [シェルトク外相] には、私の言葉を、個人的な意味で、また彼の立場への態度を固定的に表すものとして受け取らぬようお願いする。政府は政治的明確化を開始し、様々な意見や総括めいたものが聞かれた。この後外相が自らの党で演説した。もし外相が公的な会議で演説するなら——彼の言葉が政府見解として受け取られるであろう事は必然だが、これらの事柄についての政府見解はなかったのである⁷¹。ユダヤ機関ではこの様な慣行があったのかも知れないが、世界のどんな政府にあっても、そのメンバーが政府の立場ではない事柄について演説するという例を私は知らない。もしこの慣行が政府のメンバーたちに受け入れられているなら——我々は全員その様に行動しよう。もし受け入れられていないのなら——我々のうちの一人たりともこれを行ってはならないだろう [3 : 106]。

シェルトク 新聞で公表された私の言葉の部分を読んでいない。私の言葉の速記録はあり、その最初の部分は私が修正していて、これについては私に責任がある。しかし言葉は正しい形で公表されたと私は思っている。私は議論の遡上に載っている諸問題に触れずして今ある状況についての政治的演説を行う事は

できなかったし、政府の前で一セットの問題をつくり出し、二番目〔のセット〕を——社会の前でつくり出す事は不可能だ。諸問題のセットは一つだ。私が政府によって決定されなかった〔諸問題の〕一つに対して断定的な事を言うに及んだとしたら——私はその様な事について決定を下した事になっただろうが、私はそれをしたとは思っていない。そうではなくて私は諸問題を指摘し、それらは未決だと言ったのだ。ある問題を未決として見る事はつまり政治的事実の固定化であり、私はこれこそ、諸意見が一致するところだと思うが、賢明な戦略であると考えたのである。・・・政府内で行われた議論では、私の意見は、ユダヤ人国家の為にエルサレムを征服しようとする新たな試みを我々はするだろうという方向に傾いていた。私はこれを私の演説では言わず、ある段階でエルサレムは国際化されるだろうと主張すべきだと我々に告げるロジックはまだ有効であると指摘したのであったが、〔同時に〕私はこれは未決の問題だと指摘した。同様に私は、アラブの帰還問題、これは未決の問題であり、ヤッフォの運命、これも同様に未決の問題だと述べたのである。これは私が予言したバージョンであって、断定的な事を言ったわけではない。私が断定的な事を言うに近かった唯一の事は、エルサレムへの陸の橋（回廊）である。しかしこの件ととも、私が断定的な事を言うに近かった理由は、これが社会の全体的感情でありこれを諦める事は不可能だと感じたからだ。しかしこの点で私は少々許される事を踏み越えていたかも知れない。これがその件に対する私のアプローチであった [3:106~107]。

ベングリオン 質疑については議論できない。だがこの問題は、将来における紛糾を防ぐ為に話し合いと定義を要する。その問題を明確化の為に会合の一つで提起する価値はあるだろうし、これらの問題については〔踏み越えられぬ〕境界線が決定されるだろう [3:107]。

この件については政府の近々の会合の一つで明確化が行われる事を決定する

[3: 107]

ツイスリング 私は今日、二つの問題について回答を受け取らねばならない [3: 107]。

ベングリオン 私は回答を準備する事に成功しなかったが、あなたにこの件についての回答を持って来よう。 1/3 頁削除 [3: 107~108]

ベントヴ 前の会合で、道を塞いだパルマッハの輸送隊について報告された⁷²。それはパルマッハの輸送隊だったのか？ [3: 108]。

ベングリオン その件は明確化の最中だから、結果が出たらそれについて話し合おう [3: 108]。

グリェンバウム 私はユダヤ機関執行部で慣行であった手順に立ち戻るようお願いする。質疑は——すぐに回答する事が可能な場合には議題の冒頭に来るか、議題の終わりに来るかのいずれかだったが、議題の内部にあった事は一度もなかった。どの議会でも、質疑についての討論は当該閣僚の回答後に、多数派が望んだ場合にのみ行われている。故に多数派に対して、議論に関心があるかどうかを尋ねる必要がある。多数派が当該閣僚の説明を受け入れて議論は望まない事もあり得る。私はシェルトク氏の回答に関して我々が票決する事を望んでいるのだが [3: 108]。

ベングリオン 政府の中には我々がそれに従って行動している規程がある。質疑は会合の冒頭に来て回答は与えられるがそれについて議論はしない、と我々は決定した。更なる規程もあるが、それによると全ての閣僚はどの問題でも議論に付す事ができ、それは多数派意見によってその様に決定される事を要しない [3: 108]。

ローゼンブルート 国防相は『ハアレツ』紙で報道された布告の内容を関知しているのだろうか。それは軍によって、裁判所 [複数形] 又は新設の特別裁判所の類が設立されようとしているかの様な内容なのだ。それは動員されている

人の経済的状況の検討の為に、もし動員されている人が負債を払えない事が判明したら——裁判所が彼を負債から解放する権限を有するという [3: 108~109]。

ベングリオン 私は『ハアレツ』紙を読んでいないが、その布告については全く心当たりがない。私はその事を明確化してあなたにお知らせしよう。

(回答は否定的 [その様な布告はなかったというもの] であり、会合の最中に書面で渡された。)

シェルトク 質問を選択する事に関して時間を節約する事を皆さんに提案する。それらを明確にする方法が他にない為にここで提起せざるを得ない事柄はある。[しかし] ローゼンブルート氏の質問は、彼の秘書が参謀本部と電話で話をする事によって明らかにできるものだ [3: 109]。

ローゼンブルート 質疑をするメンバーは、政府内の自分の同僚たちがその質問を聞いて、自分がその事について不平を言ったと同じ様に不平を言ってくる事を望むものだ [3: 109]。

③ 概観

ベングリオン いつもの様に、書かれている議題についての話し合いに入る前に、政治的状況についての概観がなされるだろう。今回は私が軍事的状況についての概観を報告する事はせず、その代わりにエルサレムについてのグリェンバウム氏の概観を聞こう [3: 109]。

シェルトク 私は、私と仲介者との二つの会談について報告しよう。これは政治的会談の初めての機会だった。皆さんもご記憶の通り、私は前回 [閣議で] こうお知らせした。ベルナドットが日程を知らせて来たが、その日程表によるとカイロに二日間滞在してアラブと会談し、その後二日間テルアヴィヴに来て我々と会談する事になっていたと。彼は自らの計画を実行に移し、木曜正午にテルアヴィヴに到着して、すぐに会談のため外務省に来た [3: 109~110]。

彼はカイロでの自らの行動についての短いレクチャーで口火を切った。これ

は網羅的なレクチャーではなかったと私は思っている。彼はアラブ連盟の政治委員会と公式の短い会見を持ったと語った。この会見で〔彼らは〕彼に、アラブ連盟の政治委員会は彼との交渉の為のサブ委員会を任命したと知らせたが、このサブ委員会は三人の首相と連盟事務局長で構成される。これらの政府とはエジプト、トランスヨルダン、レバノンである。その構成は更なる説明を要する：エジプトとトランスヨルダンはエレット・イスラエルを征服すると豪語している二つの基幹的軍隊である。レバノンはそうではない。・・・〔3：110〕。

ベルナドットはこの会見で話された全ての事について私に報告したわけではない。その会見が行われたのは火曜日だったが、水曜日に先ほど述べた四人の代表たちとの二つの会合が行われた。これは全体的な会談で、そこで彼〔ベルナドット〕は彼ら四人に、彼が我々にも提案しにきた事を提案した模様だ。この提案はロードス島での仕事のやり方に関するものだ。そこ〔ロードス島〕でベルナドット伯は彼の助手やアドバイザーたちとのみ集まり、内部協議を行うだろう。彼らは双方との交渉を持たないで自分達の為に問題を明確化し、両者に提案すべき事——両者の間の紛争解決の土台の役割を果たし得る様な——があるかどうかについての結論に達しようとするだろう。しかし明確化の途中で彼らは情報と導きを必要とするだろうし、必ずしも直接情報を聞き出す質問ばかりでなく、両者に関係する政治的な質問を提示する必要があるかも知れない。それ故に彼らは、彼らにとって情報源の役割を果たすであろう連絡担当官たちが自分達の権限下におかれる事を望んでいる。アラブ連盟の人々はその提案を受け入れ、四人の連絡担当官を任命した。1) 連盟の事務局長補佐、彼は連盟の政治局長でもありエジプトの人である。2) イラク人で、イラク外務省アラブ局長。3~4) 二人のエレット・イスラエル人 [ארצישראלים]——〔二人とも〕弁護士である。一人は我々の知人で、レイク・サクセスに来ていたヘンリー・カタンだ⁷³。彼ら四人は連盟の名で現れる〔3：110〕。

私はベルナドットに、交渉の团长たちの代わりに連絡担当官たち〔をおく〕

という提案は誰から来たのかと尋ねた。彼はその提案は自分の側から来たと言
い、これを特に強調した。勿論私はこの点の詮索を続けず、協議する必要がある
ので明日お答えしましょうと彼に言った。私は彼にそのためらいがどの様な
ものかを言った。[連絡担当官が間に入ると]彼の意図がどこにあるのか我々
には分からないからだ。私は彼にこう説明した。最近の[国連]総会からの
彼の委任状と、前の総会の本件へのアプローチとの間には根本的な違いがある。
前の総会は、エレット・イスラエル問題に公正で実際的な解決を見出そうと
する努力から本件にアプローチしていた。それは自らを当事者の一方、又は双
方の同意の獲得に前もって自らを結び付けず、何が解決策であるかを検討する
事に取りかかり、行き着いた解決策——我々はそれと妥協したが、アラブはイ
ギリスの援助を受けてそれと闘った——に行き着いた⁷⁴。最近の総会がその様
ではない点は、ベルナドットを仲介者たるべく任命した事である。私はこれら
の事を、何故私が連絡担当官の提案に一定の留保をもって対応するかの説明を
通して述べたのである [3:111]。

ベルナドットは妥協させる使命、両者にとって受け入れ可能な事を提案する
使命を持っている。彼はもしこれ [連絡担当官を間におくこと] が彼のアプ
ローチであるなら、我々にとってこの事が極めて深刻な危険と結び付いている事
を理解せねばならない。何よりもまず彼のアプローチ自体が我々の中に信頼
(彼の人格への [信頼] という意味ではない) を喚起しないし、我々には彼が
いかなる方法で妥協を要請してくるかが分からなくなる。我々の連絡担当官が
恰もその仕事における我々自身であるかの如く、我々が連絡担当官たちを派遣
するとすれば、これは重大な問題を引き起こす。この様な事についてベルナド
ットは私にこう答えた。連絡担当官たちはいかなる交渉にも参加せず、ベルナ
ドットの人々 [スタッフ] の会合でも役割を持つ事はないが、全ての問題に於
て彼らを頼れる様になるので自分達の仕事を軽減してくれるだろう、と [3:
111]。

話し合いの途中で私が、無人になった200のアラブ村がある事に言及すると、彼は私を遮り、これこそ自分にとってロードス島で連絡担当官が必要である事例の一つだと言った。彼は、[自分達は]あらゆる種類の事をアラブから聞いているが、それらが真実かどうかを検討できないでいると示唆した。個人的な会話の中で我々に語られたのは、[ベルナドットらは]カイロのアラブたちからサファドがアラブの手中にあると聞いたそうだ。諸戦闘についての話の途中で彼らに語られたのは、ナザレのアラブ人とユダヤ人の間に起きたナザレの市街戦についてだったが、勿論ナザレのアラブ人がこの戦闘で輝かしい勝利を収め、ナザレのユダヤ人をその内部から追放したという事だった。我々の軍の人々と会合を行ったある大佐は、サファド全体がユダヤ人の町になっていると聞いて驚愕した。・・・[3：111～112]。

ベルナドットは我々に、これらの事の為だけでも、諸事実が真実かどうかについて彼らに質問する事ができるよう我々が連絡担当官を任命する価値はある、という事を説明しようとした。私は同夕、同僚たちと協議し、我々はその提案を受け入れると彼に知らせた。彼はこれらの人々は国連の客になるだろうと言った。私は彼に、我々は我々自身を国連の重荷にはしたくないが、もしあなたがこれを適切で正しいと思われるなら我々はあなたに感謝するだろう、と言った [3：112]。

私はレオ・コーン博士とレウヴェン・シロアハ（ザスラニ）氏を任命したが、彼らは男性秘書と女性秘書を伴って旅するだろう。私は[一行の]名前を彼らに打電しておいたので、ベルナドットが彼らの為に[ロードス]島に入れるようアレンジしてくれ、彼らは国連職員の全ての特権を享受するだろう。彼らを現地に連れて行く特別機が彼らの為にアレンジされた [3：112]。

[ベルナドットが]連絡担当官の問題を提起し、私が彼に、あなた[ベルナドット]は私の回答を翌日受け取るだろうと答えた後、我々は全体会談に入った。パンチはこの会談の中で次の様に言った。ロードス島では基本的な諸問題

を扱うだろう。彼ら〔バルナドットやバンチら〕は彼らだけの内輪の会合を行い、時々連絡担当官たちを招き、連絡担当官たちは彼らに、諸問題について答える事になる。もし〔彼らが〕結論に達したら——ほぼ確実に彼らは我々〔イスラエル側〕の所に来る事になり、我々をロードス島に招く事はしないだろうと〔3：112〕。

バルナドットは、我々がどの様にその問題を見ているかを私から聞きたいという願望を表明した。私は彼に言った。我々は和平に非常に関心があり、和平への用意が大いにできているが、我々にとって問題は〔パレスチナ〕問題の新たな解決策を探す事にあるのではない。我々にとってその問題〔パレスチナ問題、前出の「エレッツ・イスラエル問題」に該当〕は〔既に〕解決されたのであり、この解決策が平和的方法で実現され得るだろうかという事に我々は大変関心がある。我々にとってリベットで固定されていてそれらからの後退はあり得ぬ事柄があるが、それが国家樹立についての11月29日決議であり、及び同様に、その国家が現に存在しているという事実だ。これらの原則は交渉の対象に入らない。他の事柄はこの土台に基づくであろう短い交渉の対象となり得る、と〔3：112～113〕。

私は更に付け加えた。11月29日以来、出来事が詰まった期間が過ぎた。戦争があったし、この戦争によって諸事実がつくられたのであり、これらの事実をついでの事として抹消してはならない。これらの事実から多くの問題が生じており、交渉ではそれらを明確化する必要がある、と〔3：113〕。

根本的な事実、すなわちイスラエル国家の実効的な存在の事実に関しては、私はこう言った。もし相手側がこの国家は非合法的であり、その政府を承認してはならぬと主張しても——これについて交渉はあり得ない。これは自らの存在を人々〔օנה〕の意志に由来させ、選出された諸機関に立脚している政府であり、その政府は実効性を持ち、その統治は日毎に強化されているのである〔3：113〕。

もし停戦が私の言及した事柄に基づいて和平への門の役割を果たすなら——我とよい事であろう。だがもしこれが戦争における一段階にすぎないなら——我々はその事を受け入れ、戦争は続くだろう。後退はないだろう。戦争の[様々な]出来事が新たに開いた問題が幾つかある。何よりもまず——11月29日の措置の運命の問題だが、これは幾つかの問題をはらむ複雑な解決策である。私は、我々にとって[様々な]事柄は連動しているのだという自分の見解を説明した。もし以前の措置[11月29日決議]をその通りに実現する事を[彼らが]意図していると我々を納得させる事が可能なら、[彼らが]与えたその同じ公約が[今でも]公約なのであり、従ってこの戦争の教訓からの結論を我々がそこから引き出さねばならない事柄もあるだろうが、その事が今可能かどうかは大いに疑わしい。そしてもし諸変更が生じるなら——我々には語るべき事があるだろう。私はエルサレムを例に挙げた。私は、我々に対するキリスト教世界の道徳的義務に関して明確な言葉を述べた。私は我々への[軍事的]圧力について、また、エルサレムを征服しムスリムの支配に従属させようとする傲慢な試みに直面して手を拱いて座っている事が[キリスト教世界の]この義務をいかに裏切るかについて話した。この事はキリスト教の大国からの助けで、またキリスト教徒の司令官たちによってなされたのである。キリスト教徒たちは、彼らの全ての宗派にわたってエルサレムを放棄し、ユダヤ人兵力のみがその都市に対するアラブの支配に対峙し、キリスト教の聖地をもイスラームの手に落ちる事から守ったのである。・・・私はイスラエル国家とエルサレムの領土的連続性について話した。私は道の征服について、また、連続性を保持せずして、エルサレムにおけるポジションの保持に頼る事が可能であろうと想定する事が我々にとっていかに難しいかについて話した。私は言った。これら全ての事は交渉という方法で決する事が可能だが、もしその事が決定されなければ——これを戦争という方法でも決する事は可能だろう。我々にとってはその事は交渉という方法で決する方がよいが、もし我々がそれらを戦争による決

定によって決する必要があるなら、その様な事もためらわないだろうと。ここでベルナドットは意味深長なコメントをした。彼は言ったのである。あなたは11月29日の措置について話している。私はその地図を知っているが、当時決められた国境線は防衛が難しいように私には思われる。もし国家が防衛できる様に国境線が修正されるならイスラエル国家にとってよいかも知れない、と。私は彼にこう答えた。もしあなたが線の問題の事を言っているなら、もしあなたがある村を〔国境線内に〕入れて別の村を出す〔という話をしている〕なら——あれこれの線の代わりの線を指摘するのは可能な試案の一つと言えよう。[だが]もしあなたが根本的な変更の事を言っているなら、——話すべき事はない——放棄という観点からは。我々に有利な修正については語るべき事が沢山あるが、これもまた試案という観点からだ、と。私は西ガリラヤについて話し、ハイファの防衛の観点からその事を説明した。私はヤッフォと更に幾つかの場所にも言及した。彼はネゲヴの問題は提起せず、私もそれには触れなかった。しかし私は彼に尋ねた。何故あなたは仲介者として国境線問題から始めねばならないのか。仮に相手側がイスラエル国家を承認する事に同意するという立場を取っていて、全ての意見の相違が国境線問題にあったとしたら——状況は別だったろう。しかし彼らは根本的に不承認であり、彼らの立場に変化が起こるとは私は思わない。もし実際に彼らの立場に変化が起これば——私はその様な事に耳を傾け、国境線についての対話を始める事に大いに関心があっただろう。しかしもし我々が、相手側が根本的に承認するかどうか分からないのにこの明確化を始めれば——我々は我々自身に打撃を与える事になり、これは交渉のやり方ではない、と [3: 113~115]。

私は再び国境線の異常な形についての彼の言葉に立ち戻った。私は言った。もし経済連合が——一つの単位を構成するその地の諸部分の間に——できるという想定があるなら、その形は異常ではない。もしこの連合が存在しないなら——その形全体が違ったものになる。我々は経済連合に基づいてその地図に

同意したのであり、これがその地図であるという事実に基づいて経済連合に同意したのである。別の〔形の〕国家が問題となった瞬間に——その問題全体が再び坩堝に入り、諸問題が未決のままとなるのである、と。バンチが質問した。あなた方は将来に向けての決定的な問題が、アラブ諸国との友好関係と良き隣人関係であるという事を重視しないのか。戦争における勝利はあなた方を折れた葦 [משענת קנה רצוץ, 信頼できないもの] に変え得るのだし、あなた方に対する憎悪を引き起こすだろうから、あなた方の希望を戦争における勝利のみにかけていない方が恐らく賢明だろう、と。私は彼にこう答えた。あなたは我々に友好関係と和平の重要性を説教しなくてもよい、なぜなら我々こそがこの地での他の誰よりもその様な事を必要としているからだ。だが我々がその様な事を必要とするのは、我々が存在する限りに於てであって、我々の生存を犠牲にしての事ではない。我々にとって王国的な [ממלכתי]⁷⁵ 生存の問題と、生存及び発展の能力を備えた国家は——そこから下りてはならぬこの最小限の領域によって保証されるのであり、それ故に我々は、和平がこの土台に立脚している場合にのみ我々自身の為に和平を思い描く事ができる。従ってユダヤ人国家の樹立と、その防衛と、その実効的存在、これらこそが和平の不可欠な条件である。それらなくして和平はないだろう [3: 115]。

戦争が永久に消えないであろう苦々しさと炎を生むと言う主張に関しては——世界には別の諸事例がある。私は何百年もの間、全ての世代にわたって互いに戦争をしてきたギリシアとトルコの事例を挙げた。ケマルの時代に、〔彼が〕200万人のギリシア人を海に放り出した時、二度と埋められないであろう深淵が口を開いた様に見えたが、正にその後関係の安定化が訪れ、今や私は、ギリシアとトルコの間にある関係が全ての隣り合う二つの国民の上にある様にと願う [程である] [3: 115~116]。

彼ら [バルナドットやバンチら] の一人がこう言った。11月29日の諸前提は確定されていたわけではなく、もし経済連合がユダヤ人国家の承認の為の不

可欠な条件であったなら、この件については法的議論が起こっていただろうと。私もこれは不可欠な条件ではない、なぜなら文面の変更があったからだと言明した。前には「当初は」主権は経済連合が樹立された後に承認されるだろうと言われていた。後で、主権は経済連合を創設する義務に基づいて承認されると言われるであろうという修正が入れられた。確かに全てが承認されていたわけではないと私は認めた。基本的には二つの失望があった、私は言った。一つは、イギリス側から我々に対して生じさせた全ての困難にもかかわらず、同国が実際にアラブ諸国とイエメンを媒介として我々と戦うというところまで事態が行き着くだろうとは想定していなかった。我々は同国が敵軍に融資し、それを指揮し、武装させるとは想定していなかった。・・・我々が予想しなかった二つ目の事は、国連からの援助の皆無である。我々は国連側から効力ある援助が与えられるだろうと想定していた。別の種類の驚きも「種々」あったが、それらの一つが、我々の持ちこたえる能力とアラブの逃亡である。私はその逃亡について語り、この事は我々にとって未決の問題をつくり出していると言った。パンチはイスラエル国家の樹立に対するアラブ諸国のかくも強い反対の理由は何かと尋ね、こう付け加えた。我々は（アラブたちによって）こう言われた。その「イスラエル建国にアラブが反対する」理由は、あなた方の国家「イスラエル」が米ソの間にある中東の諸問題への外国勢力の絶えざる介入の門の役割を果たすのではないかと彼らが恐れている事であると。・・・私は私が根本的理由「複数形」であると考えている事を言った。「アラブの」反対の第一の理由は、主観的には我々がアラブにとって外国人集団であり、彼らはこれを望まないからだ、と。私はドン・ヨセフ・ナスィ⁷⁶の時代にあった試みについて語った。数百年前になされたこの試みが成功してユダヤ人大衆がこの地に来ていれば、中東の諸民族にとっての覚醒の時代とアラブの間の民族運動の萌芽が到来した時に、彼らはユダヤ人を現実の一部と見なしていただろうし、共同の愛着や生活に何ら困難はなかっただろう。・・・しかし我々は既に民族的覚

醒が始まっていた時にこの地に遅れてやって来たのであり、彼らは彼らの真中で発展するであろう外国人集団を欲していないのである [3：116～117]。

第二の要因は汎アラブ運動であり、それは全てを支配する事を欲し、クルド人・コプト教徒・シーア派を抑圧したいという願望を持っている。そしてヘブライ国家を樹立する事における我々の成功は、支配者側に対して様々な分子を刺激する役割を果たしている。・・・これに対して彼らの体制は闘っているのだ [3：117]。

第三の要因は社会的要因である。我々は東方に新しい社会概念と社会関係を導入している [3：117]。

ベルナドットは会談を終わらせたかったが、私は彼に、あと一つ重要な件があり、それはアリヤーの件だと言った。私は、アリヤーについては移民の数の観点からも、彼らの出自の観点からも、彼らがこの地に来るペースの観点からもいかなる制限もないであろうという事は明らかだと伝えた。これはユダヤ人主権⁷⁷についての根本的問題であり、我々こそがいかにそれを行使するかを決定するだろう。この観点から、と私は言った。ベルナドットが設定した条件が効力を持つ場合、私は停戦継続に困難を見ている。我々が足場を強化できないであろう状況に到達する恐れがある [からだ]。もしこれがある目的の為の一時的な指示なら——我々はこれを受け入れよう。しかしもしこれが何日にもわたる条件で、その制限が効力を持つなら——これには極めて大きな困難があるだろうという事、私はこれを最初からお伝えしておきたい [3：117]。

私のこのコメントの後、アリヤーについての明確化が展開された。ベルナドットは「制限されないアリヤー」とは何かと聞いた。私は彼に答えた。アリヤー自体が自らの限界を内包している。我々は、我々にとって重荷となるであろう人々をこの地に移住させないだろう、と。彼はこの地はどの位吸収できると尋ね、それからこの話題についての普通の会話が続いた。私は彼に言った。我々にとって不幸な事に今日のアリヤーはかつてそうあり得たよりも小さい、

なぜならこの地に移住せねばならなかった人々の大半がもはや生きていないので、[この地に]着く事ができないからである。しかし幾世代にもわたり移民はこの地に来るだろうし、アメリカのユダヤ人もこの地に来るだろうし、将来が何をもたらすか想像できないと。バンチはこの件についてアラブはこう主張している、と言った。彼ら[アラブ人]は、我々[ユダヤ人]が我々の地の限られた領域の表面にかくも大量の人々を集め——しまいには[これらの人々が]境界線を壊してしまう[彼らの人口が限界を超えて外に溢れ出す]だろうという事を恐れている、と。私は彼に、経験は逆の事を証明していると言った。人々の移住は未開発の場所からより開発された場所へと向かう。その様な事からイスラエル国家には他の国々の側から強い圧力がかかるだろう、と。この問題については我々の間に議論があった。私は我々が共通の結論に達したとは考えていないが、アリヤーの件については我々を制限する事はなさそうだと感じた。イスラエル国家は自らの生存の土台の首を絞める事はしないだろう[3:117~118]。

第二の会談で、私は二人の人をロードス島に送る事に我々は同意する、と伝えた。ベルナドット伯は、自らの場所へのアラブの帰還について私に質問がある、と言った。彼は、私が[さっき]この問題について話した時私が正確には何を言おうとしたのか、またもしエレッツ・イスラエルのアラブが帰りたいたしたらどの様な立場をとるか、と聞いた。私はそれが問題だと言った。戦争の間中彼らが帰れないであろうという事は確かであり、今のところ停戦は、本当にそれが平和への門の役割を果たしそうなのかを我々が明らかにするまで我々にとって戦争における一段階である。しかし我々は慎重でなければならない。平和の時期における彼らの運命はどうなるだろうか。この事[平時における彼らの運命、すなわち帰還できるかどうか]は和平の条件にかかっている。その事はその問題の内部的措置の条件に左右されるだろうし、この問題に対して決定されるであろう措置によって決まるだろう。我々は、この問題を未決のまま

保持する事を我々の義務と見ている、と [3 : 118]。

私のこの答えの後、バルナドットは人々の財産について尋ねた。私は、我々は財産権を侵害しないであろうが、個人の財産の諸問題と、政治的・民族的問題⁷⁸はそれぞれ別個に話し合われるであろうと答えた。いずれにせよその問題は我々にとって未決であり、戦争後にもたらされるであろう解決の性質にかかっている、と [3 : 118]。

その後伯爵はハイファ問題に触れ、合意に署名するよう提案した。彼が用意された文言を持って来て我々がそれに修正（軍のキャンプと施設についての）を入れた。イギリス [軍] がそこにいる限り——ユダヤ人はそこに立ち入らないだろう。イギリス人 [軍] が出たら——我々が入るだろう。製油所 [複数形] はこれに含まれていない。我々はこれらの施設への保護を提供する義務を負っていたが、その諸義務を果たした [3 : 119]。

さて私は更なる問題に触れよう。我々は多分今、ユダヤ人による、極めて分裂した形での停戦違反に直面している。我々は個人的な形ではその様な事に責任がないだろうけれども、これはエツェル [イルゲン] の行為によるものだ。

エツェルは国外で、武器を載せたマアピリーム⁷⁹船を組織したが、その船は今夜この地の海岸に到着しようとしている。それは昨夜着くはずだったが、全てが順調に行かなかつたと見えて到着が24時間延びた。今朝エツェルの人々は、ある場所に、数百人の人々を集めた。私が受け取った情報によれば、彼らの人々のうち500人がシヨムロン [サマリア] にある我々のキャンプに乱入し、その中で捕まえられた。彼らがキャンプの人々に説明したところでは、彼らの意図は彼らのマアピル [非合法移民] たちをそのキャンプに連れて来る事だった。彼らはその近隣に集結し、その夜のうちに事は終わるだろうと考えていたが、行動が24時間延びたためキャンプに突入したのだという。彼らは今夜自分達の行動を実行に移す必要があるとの考えである。私自身がエツェルの人々と話したわけではなく、私にそれらの事を報告した人も話していない（移

民課のベヘルがこのキャンプの状況についての報告書を私に提出した)。その船の件は世界に知れわたっている。私はワイツマンから電報を受け取り、実際には暗号だったが、その中で彼は、武器を載せた二隻の移民船がマルセイユからエレッツ・イスラエルに向けて出航した事が公表された [ニュースになっている] と知らせ、それはどういう事なのかと聞いている。我々がその事をしなかったか、彼は確信が持てないでいるのだ [3 : 119]。

実際にはこれらは二隻の船ではなく一隻である。だが我々にとっては一隻の船で充分だ。(ベングリオン 彼らの声明によれば、船は 800 人の人間を 5000 丁のライフル、250 丁の機関銃、弾薬と共に積載している。その事が国連代表らに露呈しないだろうといういかなる確証も我々にはなく、我々はいかに行動すべきかを決めねばならない。) ⁸⁰ [3 : 120]

昨日私はプラハにいる我々の人々 [外務省職員] から憤りに満ちた電報を受け取ったが、その中で彼らが知らせるには、ベルナドットが 50 か国の政府に対して、これらの国に彼のオブザーバーたちが来る前にエレッツ・イスラエルに向けての移民の出国を許可しないよう要求したそうである。このメッセージへの私の返答は極めて鋭いものだった。というのも、我々がこのステップについて知らせなかった事こそベルナドット側からすれば適切ではないからだ。問題そのものについては、彼がオブザーバーを派遣でき、この件について諸政府に要請しなくて済むよう、全ての出航について知らせるといふ我々の義務に立脚すべきだったのである。だが武器を積んだ船について知らされた時、私は独り言を言った。船について彼に知られていると想定しよう、彼は我々を信用しないとは私に言わず、あなた方は状況をコントロールできていないのですねと言うだろう。そして、悲劇と化しそうな事を防ぐ為にあなた方にはどんな方法があるのか、と聞くだろう。・・・この件について私は実際当惑している。これこそ停戦に対する我々の全ての考慮と、我々がそれにつき込んできた努力に見合ぬトラブルだ。停戦の努力はイスラエル国家の存亡の根幹に関わる。事実

としてエツェルは存在し続けているため、500人の人間を武器と共に集める事ができ、5000丁のライフルを十分な弾薬と共にこの地に入れることができるなど、深刻な危険を構成しているのだ [3: 120]。

* * [この印は原文通り]

グリェンバウム あの日々におけるエルサレムの状態を今説明する事はすまい。私は五点に触れ、結論を引き出そう。これらの点によって皆さんにエルサレムの状態と、事態の展開についてのイメージを掴んで頂けるだろう [3: 121]。

諸地区の掌握から話を始めよう。どの様に事態が展開して、遂にはユダヤ人諸地区を危うくしていた場所 [複数形] を我々が掌握し始めたのか、そして我々がいかにして領域を拡大したかをお話ししよう。前置きするが、我々がこれらの事をしなかったらエルサレムは足場を強化できなかっただろう。我々は数日間カタモンと、カタモンの南のタルピヨートまでの地域を掌握した。我々はこれらの行動をイギリス撤退前に開始し、それらを続行した。我々は北の諸地域を掌握し、東の諸地域も掌握してホマーまで到達し、シャイフ・ジャラーフにぶつかったが⁸¹、それ [シャイフ・ジャラーフ] の歴史と、それを制圧しようとして⁸² 我々の側でなされてきた全ての試みは皆さんご存じである。シャイフ・ジャラーフを掌握するのに我々が成功しなかった事が災いの源だった、というのもこの地区はヘブライ人エルサレムへの鍵の役割を果たしているからであり、今日まで我々は、アラブ軍団がシャイフ・ジャラーフを制圧した時に何故それ以上前進しなかったかが理解できない。もし [アラブ軍団が] 前進し続けていたら——ヘブライ人エルサレム全域又はその大きな部分を征服していたかも知れない。しかし我々に奇跡が起こり、我々はこの災いから救われた [3: 121]。

これらの掌握の最中に、エルサレムにおける停戦の為の交渉によってこの行動の発展を止めたいというアラブ及び、特に赤十字の意志が明らかにされた

(アラブ軍団がエルサレムの諸門に到達する前の事だ)。ヘブライ人エルサレムのさる諸方面では、たとえ我が軍の前進の中断につながってもこの交渉を進んで受け入れる方向に傾いた。今や、停戦が同時に何をもたらしたかは我々にとって明らかである。私は自分の判断で、首席ラビ [הרבנות הראשית] からベングリオンに和平交渉に関して一つも電報を送らないようにさせた。彼らは、自分達が介入して停戦をもたらす為に、地位と影響力のある司祭たちと折り合いをつけるだろうという事を首相に知らせたが⁸³。私はラビたちに、私の意見では彼らはその事を自分達の考えで行う事はできず、その様な事については政府の許可を得なければならない、と言った。私は政府のメンバーとしてその事に同意する権限は一切持たず、それを首相と政府全体に知らせる権限は持っているが、その様な必要性がある時にその事を行うだろう、と私は言った。私は彼らに、私の意見では何故その時その様な必要性がないと思われるかを説明した。彼らは私の意見に同意し、その電報は私の手に残った [3: 121~122]。

赤十字との試み——私も彼らとの交渉に・・・参加したが——もいかなる結果ももたらさなかった。・・・彼ら [領事委員会、すなわち停戦委員会] は、我々が赤十字と交渉した事について我々に対して憤った。我々は次の様に言う事によってその件に片を付けた。我々は二方面と停戦についての交渉を行う事はできず一方面的のみとしかできない、つまり——領事委員会とである。それ [領事委員会] は赤十字と折り合いをつけ、停戦についての交渉を、それ [赤十字] の名に於ても我々と行わねばならない、と [3: 122]。

その交渉は、エルサレムの諸門へのアラブ軍団の接近と、エルサレムに対するその攻撃開始と共に中断した [3: 122]。

私はエルサレムにおける戦闘の展開については語るまい。その時私がいたラマツト・ラヘル⁸⁴に関してのみお話ししよう、それが我々の手中に残ったのは驚くべき事だからだ。ここでどれ程それ [ラマツト・ラヘル] が破壊されたか、そして [どれ程それが] エジプト軍とアラブ軍団によって半月形に包囲さ

れていたかをご覧になったら——あなたはその事を理解できまい。どうやって我々が、アラブがそこに侵攻したまだ同じ日のうちに再びその場所を制圧し、そこで足場を強化できたのかを理解できまい。この事は我々に多大な犠牲を払わせた。その時私は地区司令官（シャルティエル）⁸⁵に、あなたはその様な必要がある時にはいつもラマツト・ラヘルラハエルの救援に来られるかと尋ね、彼はそれを行う事はできるだろう、なぜなら自分はその場所の防衛に必要な兵力を投入する事を可能にする、連続的な〔24時間体制の〕通信手段を持っているからだ、と私に答えた。しかし私は、救援は最後の最後の瞬間に送られたという印象（私は表現に慎重であるだろう）を持っている。彼らは事前に危険を予測してそれを避けるべく救援を送るのではなく——事後に送ったのである。この事は、私の意見では不必要に犠牲者の数を増大させた。私はこれらの事を詳しく論じる、なぜなら私は私に起きた災いに何人の個人が関与しているかを明確にせざるを得ず、今日に至るまで理解できないでいるからだ。〔アラブ側が〕大砲でラマツト・ラヘルとそれに続く道を砲撃しているのが分かっている時に、どうしてたった一台だけの装甲車を送れるのかが。私はその個人たちを充分知っているわけではないが、私はラマツト・ラヘルの人々に会い、私に対して次の事が明らかにされた。エルサレム司令部が彼らに、最後の中の最後の瞬間まで足場を強化するよう要求し、その後彼らに南部司令官がこう言ったという。もしも私があなた方に昨日救援を送っていたら——私が兵力を無駄遣いしていると彼らは主張していただろうと。ラマツト・ラヘルの人々はアラブが強力な攻撃に向けて自らを準備していると知らせ、救援を要請した。救援は来なかった。救援は、攻撃が展開し始め、ラマツト・ラヘルの人々の一部が後退し撤退し始めた時に漸く送られたのである。しかし我々はその高台〔ラマツト・ラヘル〕を再び征服する事に成功し、これによってエルサレムは救われた。もしラマツト・ラヘルがアラブによって征服されていたら、エルサレムの状況は非常に危険なものになっていただろう。我々は恐らく辛うじてカタモンカタモンの近くでし

か、アラブの前進をくい止められなかっただろう [3:123]。

私は強化の問題について非常に深刻なコメントをしたい。私はカプラン氏と共に北東戦線を訪問した。・・・我々の司令部の考えは、戦争はライフル、ステンガン、機関銃によって行われるだろうという事だった様だ。この場合家々がシェルターの役割を果たす。だから [彼らは] 塹壕を掘らなかった。大砲 [複数形] が着いた時、家々はシェルターや、砲火に耐えられる要塞ではない事が判明した。特に [彼らが] 家々を破壊する重火器・・・を作動させ始めた時に。この状況に鑑みて [彼らは] 塹壕を掘り始めた。漸く今ラマツト・ラヘル近郊と北東戦線に塹壕が建設されている。・・・ [3:124]

大砲の砲撃について。最初のうち砲撃は極めて活発というわけではなく、強い印象を与えなかったのも、それは家々への危険を構成する事ではなく、街路にいる人々を負傷させるだけだと我々は考えていた。停戦前の最後の日に砲撃は継続し始めた。それは短い中断を伴って毎日数時間続いた。朝に町 [エルサレム] は砲撃され、その後中断があるが、大砲を向けているイギリス人たちが昼食を取りに行っているのだという事を我々は知った。その後 [彼らは] 戻って来て再び夕食まで砲撃して、その後夜間に砲撃し続けている。大砲の方向性は最も素晴らしいというわけではなかった [精度は高くなかった] と指摘する必要がある。彼らは幾つかの大砲を [ユダヤ] 機関本部の前に向けた様だが、停戦前の最後の夕方に漸くそれに一つ傷をつけた。・・・私はここで、ヘブライ人エルサレムに対しては約60の大砲が作動しているという説明を聞いた。この数字は正しくないと私には思われる。エルサレムでは20という数字が言われている。大砲は60あったが、40がラトルン戦線に持って行かれた可能性もある。私はこの問題に結論は出さないが、これが説明である。私の意見では、もし本当に60の大砲がヘブライ人エルサレムに対して作動していたら——[ヘブライ人エルサレムは] 足場を強化していなかっただろう。エルサレムを戦闘によって征服する必要はない、そして私はこの件を特に強調してお

きたい。この件についての諸報告書が私に知られているためである。私は、地区司令官と彼の司令部が戦争を自らの為にどの様に描いたかを知っている。私自身に関して言えば、エルサレムで市街戦が行われるだろうとは信じていない。その様ないかなる必要もないだろう、ドイツ人によって征服された時にワルシャワでこれを行う必要がなかった様に。ドイツ人は沢山の砲台に大砲を据え付けて一週間町〔ワルシャワ〕を砲撃し、〔ワルシャワは〕遂にはそれ以上持ちこたえられなくなった。エルサレムで彼らは確かに同じ事をしようとし、我々は停戦前の最後の日々にその味を味わったのである [3 : 125]。

私は特にシェルトク氏に、何故私が停戦に反対していたのか、また何故今も自分のこの立場について考えを変えていないのかを説明する義務がある。何故か？——なぜなら私は、ラトルン近郊で行われる行動がエルサレムを解放する事ができるだろう、と信じていたからだ。もし我々が一週間で足場を強化するのに成功するとしたらの話だが。シェルトクは私にその後電報であなた方の意見を説明し、私に次の事を言ってきた。もしあなたが状況はこの様だという事を知り納得していたら、停戦が我々に害をもたらすというあなたの意見をそんなに強く主張する事はなかったかも知れませんね、と。彼はラトルンを奪取する可能性についてためらっている、と言った。そして私は、我々が補給の件について送った電報の一つが、停戦に関するあなた方の決定に非常に影響したとの印象を持ったのである。私が言っているのは私が送った、金曜日でパン一斤の配給が最後になるだろうと知らせた電報の事だ。これは本当の状況だったが、その事がこの様な形で影響した事を私は大変遺憾に思っている [3 : 125～126]。

地区司令官〔シャルティエル〕は私に、自分がどの様に参謀本部と話しているかを語った。彼〔シャルティエル〕はいつもこう言っているそうだ。確かに状況は悪く、あなた方は我々に救援を与えねばならない。もしあなた方ができるなら——救援をくれ、だが我々が足場を強化するだろうという事を知ってく

れ、と。この様な話の仕方について文句をつける事はできると思う。それにもかかわらず私は残念に思っているのだ。パンが届かなかったとしても、我々はあともう一週間足場を強化する事ができるだろうと私があなた方に知らせなかった事を。なぜならもし我々が包囲を突破していたら、我々はエルサレムを救っていただろうから。(シェルトク 我々がその様な事に成功するだろうという保証は全くなかった。)もし我々が包囲を突破していたら、我々は最も重要な、恐らくは決定的な価値を持つ既成事実をつくり出していただろう [3 : 126]。

体制に関しては、エルサレムは実態としてはイスラエル国家に併合されたが、同時に、政府は我々の同意の下にエルサレムを国際地帯に変えると考えられていたため、国家へのその併合は正式のものではなかったし、イスラエル国家に属している全ての場所でなされている措置を我々が行わなかった事は多々あった。その結果エルサレムでは軍の体制が支配した。実態としては地区司令官がエルサレムにおける支配者だった。それは彼の手中に武力があったからのみならず、彼がエルサレムにおけるイスラエル国家の政府の唯一の代表者だったからだ。文民的な諸事項について我々の間の意見の違いが明らかになった時、彼の答えはテルアヴィヴからの指示なくして自分は何もできないというものだった。彼は我々の意見に同意する程度に於て——それらの事を受け入れ、それらに同意しない程度に於て——それらを受け入れなかった。ある重要性を持つ事柄については、彼は状況を救った。戦火を停止する様にという赤十字の要求に対抗するには私の影響力は恐らく充分ではなかった。・・・私はこの件について長々話すまい、そしてそれらの多くが笑ってしまう様な例も出すまい。我々は勿論いかなる軍事的事項にも介入できない。我々は助言を与える事も、要求を出す事も、意見を表明する事もできない。しかし軍は全ての市民的事項に介入できたのである。我々に注意を払う事も、我々の意見を考慮する事もなく [3 : 126~127]。

補給の件。最後の補給隊がペサハ〔過越祭〕の前にエルサレムに着いた。その後、追加の少量の食糧が到着し、この食糧はシャヴオート〔ペンテコステ〕まで我々にとって充分だった⁸⁶。その時以来更なる輸送隊は到着しなかった。・・・食糧をどうやっても輸送する事ができなかったのか、それともこれを行う為に全ての手段を〔彼らが〕とらなかったのかははっきりしない。〔彼らが〕全ての手段をとらなかったと述べる資格は私には全くないし、彼らに課されている全ての事をしなかったのではないかと同僚たちを疑っているわけではないが、次の様な事は知って頂きたいのだ。エルサレムの世論は、道路の封鎖後、食糧備蓄を増大させる為になし得る限りの手段が尽くされたわけではなかったという論調だという事を。（シトリト アラブが残した食糧については何がなされたか、知る事はできるのか。）彼らは大量には残さなかった [3: 127]。 **1 頁削除**

人々の空気について。私は次の様に強調せねばならない。最近支配的になった不足（それも大きな不足だった）にもかかわらず、日に僅か 150 グラム、その後には 120 グラムのパンしか配給されず、他の殆ど全ての必需品は配給されなかった時も——住民の振る舞いはよかったという事を。（私は飢えが蔓延していた時のペトログラードにいて、この様な不足には慣れていたので証言できるのだが、エルサレムではペトログラードであった様な飢えはなかった⁸⁷。）・・・しかし肉とパン以外、必需品は配給されなかった。そして再び私は証言できるのだが、人々は停戦を要求し家々に蔓延している飢えについて抗議する為に、癩癩を起こして大挙して通りへ繰り出す事もなかった。 **1 行削除** 大衆の爆発もなかった。何故か？——各家族で幾らか食糧の備蓄が保たれていたのかも知れない。裕福な家族は包囲の前からその様な事を心配していたし、貧しい家族の中にもその様な家族があったのかも知れないが、住民の貧しい層の中で欠乏と飢えがあり、それにもかかわらず彼らが抑制を失わなかった事は確かなのだ。（ベングリオン それには二つ理由があった。A）必需品の配給が

多かれ少なかれ公正だった、B) 多くの人々が強化の為に動員されていて、かなりの程度仕事に従事していた。) 失礼ですがベングリオンさん、あなたが挙げた最初の理由は正しくない、なぜなら必需品の配給については非常に多くの苦情があったからだ。二つ目の理由は、それが正しいとしても停戦前の最後の日々に於てのみだ [3: 128~129]。

人々の空気を一つの事が打ちのめした——大砲の欠如だ。この事は私自身の感じ方によっても、あなた方に語る事ができる。砲声が一時間続き、我々の側からそれへの応答がないのを私が知っている時——砲声の前に持ちこたえるのは難しい。もっと後には [彼らは] 迫撃砲で応戦し始めた。しかし我々の迫撃砲の砲声を [彼らの] 大砲の砲声から聞き分ける事は不可能だった。迫撃砲は旧市街を砲撃し、我々はそれらの砲撃の結果を噂の口から以外、知り得なかったのである [3: 129]。

結論に近づこう。私の考えでは、状況は非常に非常に深刻だ。もし戦争が開かれれば、そして我々がエルサレムを大砲で武装していなければ——その運命は旧市街の運命と同様になるだろう。それ [エルサレム] は一週間、長くて二週間しかもたないだろう。もし我々が、エルサレムが足場を強化する事を望むなら、我々はあらゆる方法と手段で可能な限りの事をせねばならないし、エルサレムに多くの大砲を装備するには、停戦違反者として捕まるかも知れないなどと恐れていてもいけない [3: 130]。

B) エルサレム・テルアヴィヴ間のコネクションについて。[一段落省略 3: 130~131]⁸⁸

私はこの事を一例として持ち出したのだが、ベングリオン、あなたがそれを知る価値はある。もし飛行機が一機、文民当局の権限下におかれていたなら——我々の間のコネクションはあったわけで、我々は必要な時にいつでも [テルアヴィヴに] 着く事ができただろうし、この事は政府にとっても非常に効率がよかっただろう [3: 131]。

何故私はこの件について微に入り細に入り述べるのか？——なぜなら私はエルサレムにいる我々の同僚たちに約束したからだ。誤りを正し、戦争が再開されたら少なくとも一機か二機の飛行機はエルサレムの権限下におかれる様にする為にできる限りの事をする。そうする事によって我々の間のコネクションは保証されるだろう [3: 131]。

私が触れたかった最後の件は、私がベングリオンに送った電報に関する事だ。私は、アブドゥッラー王にエルサレムを占領させてはならぬという、そしてこの町 [エルサレム] は我々の犠牲の中心と化すだろうという私の想定に同意してくれた彼 [ベングリオン] の即答に喜んだ。しかし私は、私の言葉の末尾で、特定の人に政府を代表する権限を与えてくれと要請した。私はその権限が正に私に与えられる様にはと言わなかったが、別の人にそれが与えられていたら私は辞任していただろう、なぜならそれは私に対する不信任の証拠だっただろうから [3: 131~132]。

エルサレムには当時、三つの文民当局が存在していた。エルサレム市 [当局]、ケヒラー委員会 [ועד הקהילה]、エルサレム委員会 [ועדת ירושלים] である⁸⁹。エルサレム委員会とエルサレム市 [当局] の権限を定義せねばならなかった。政府の名で意見を述べて物事を決める事のできる、いかなる中央権力もいかなる権威もなかった。私は、私のこの要求について回答を受け取らなかったとお話しする事を残念に思う。私は回答を与えないという慣習はよくないと考える。ある諸理由から私の提案に反対している、と私に回答する事もできたはずだ。その様な場合には、私は政府全体に向かってその事を話し合いにかけてくれとお願いしていただろう。カプランはエルサレムを発つ前に、私や他の人々に知らせずにハンナ・エヴェン＝トヴ女史を招き、彼女に様々な事柄に於て執行する権限を与えた。私は彼女に反対するわけではないが、[彼らが] 私を政府のメンバーと同様に扱い始めた後になって、彼女が敵の財産についての監督者だと突然私に知らされたのだ。(カプラン 政府の財産についてだ。)[いず

れ] 政府の財産になるのだから同じだ。カプランには、エルサレムにいる全ての同僚たちの中でハンナ・エヴェン＝トヴだけが政府の財産の件における信託にふさわしいと考える権限があるが、その様な事については私に知らせねばならない。私の所にはバーデル氏がやって来てこれはどういう事なのかと尋ねた。エヴェン＝トヴ女史がユダヤ機関執行部のアーカイヴスの担当者に任命され、突然この様な権限を受け取ったのは——何故でしょうか。彼女のみがその様な事にふさわしいのかも知れませんが、我々に何も話がなかったのは何故でしょうか、と⁹⁰ [3:132]。

郵便についても同様である。突然、その同じハンナ・エヴェン＝トヴ女史が、名前は思い出せないがあともう一人と共に郵便を管轄すると私に知らされたのだ。何故なのか？——あなたの意見では、カプランさん、エルサレムにはハンナ・エヴェン＝トヴ以外にその事を行える人がいない、とでもいうのか？あなたはそういう意見を持つ事ができるし、それはあなたの権限でもあるが、その様な事について我々が知っておく必要はあるのだ。かなり時間がたってから漸くエヴェン＝トヴ女史は私の所に来て、彼女は全ての件に於て私と協議するし私の権限に従うと言ってきたのである [3:133]。

これら全ての事を私はここで例として挙げた。この様な状態は、戦争が再開された場合にはあり得ないだろう。誰かが政府全体を代表し、諸事項を〔自らの手に〕集中させねばならない。私はこの事が実行に移されるようできる限りの事をするつもりだが、包囲された町で一人や二人の人間が政治的諸問題について決定する事は不可能だという事を私は自分の経験から知っている。・・・もし私がエルサレムに残った事に満足しているとすると、それは、私が残らなかったら旧市街で〔人々が〕した事をエルサレムもしていた可能性が大だからだ。・・・旧市街における交渉は降伏の件で始まったのではなく、婦女子を脱出させる事について話し合われたのだ。後にその事は発展して砲撃と戦力の不在につながり、現在の様な事態に立ち至ったのだ [3:133]。

私は三つの結論で締め括ろう。A) エルサレムを大砲（それらがあるなら、であるが私はそれらが着いたと聞いた）で装備する必要がある。いかなる代価を払ってでも、そして停戦打ち切りという代価を払ったとしても。B) 少なくとも二機の飛行機がエルサレムの権限下におかれねばならない、C) 多くて三人の人々から成る委員会 [を設け]、その委員長が政府を代表するだろう。もしその様な必要が生じたら——ここから特別に送られるだろう。もし私に信任が与えられれば、私はこの任務を引き受ける用意がある——私がエルサレムと結び付きがあったのだから [3 : 133~134]。

レヒについて少々述べる。停戦が始まった時、その日か翌日、夕方6時に突然銃声が聞こえた。私はレヒと紛争がある事は知っていた。私はその件に関わっていたが、けりが付いたと思っていた。そのため我々は一瞬、住民が停戦を破ったと想像したが、その後それらはレヒとの紛争に関わる銃声だったという事が判明した [3 : 134]。

エツェルに関しては、私は関係を整える為になんかを行わねばならなかった。彼らは、エルサレムはイスラエル国家の国境線内にはないため、イスラエル国家の中で彼らに適用される全ての事はエルサレムでは彼らに適用されないという前提から出発していた。もし政府がエルサレムをイスラエル国家に併合すると宣言するなら——彼らは自分達の武器を置くだろう。[政府が] その様にならない限り——彼らはその事を受け入れない。私は彼らと、特別な困難もなく解決にたどり着いた。軍当局はできるだけ彼らの必需品を供給しているが、それは [彼らに] 無法な事をさせない為で、彼らはそれ [軍当局] の權威を受け入れている [3 : 134]。

レヒには制圧する為の行動計画がある様だ。つまり彼らの目的は町 [エルサレム] 全体を制圧する事ではなく、というのはそれは彼らの力に余るからだが、ヤッフォにおける行動の [前] 例の様に行動する事を意図している。私はレヒの人々に言った。彼らはその様に望む事はできるけれども、その事を、

我々が彼らを助けに来る事ができる前には、つまり——停戦が終わる前にはしないようにと。彼らは私に、その事は理解しており挑発的な行動はしないでだろう、と言った。今彼らは・・・彼らの人々の為の新しい本拠を設立する準備をしている。彼らの言葉によると、彼らの前の拠点は砲撃されたとの事だ。私は、彼らの人々の為に必要な家々は彼らに与えられるだろうと約束した。彼らとの交渉の途中で私が司令部の人々に、[レヒが] 彼らに対して大きな勢力を集結させると知らせた瞬間があった。レヒは約百人の人間を集結させ、家々の一つから我々の人々が出るよう強制したいと考えていた。我々の人々は銃撃は控えたいと思っていたが、[レヒが] 彼らに対して銃撃を始めた後——応戦した。家々の一つには我々の人々のうち50 [印刷不鮮明] 人が集結していたが、[レヒが] 家の下に爆発物を置くぞと彼らを威嚇した後——彼らは降伏し、彼らの武器を渡した。その後その武器は彼らに返却された。その事件の後、将校の一人が私にこう話した。人々は銃撃したくはなかった。アラブ側からの銃撃がやんだ直後にユダヤ人を銃撃し始めるなんてどうしてできよう、と。[3：134～135]

レヒの人々も少々その件に危機感を持っていた。私は当事者双方を私の所に呼んで、彼らに私が言った事を言った。私はその事を解決に持って行く事に成功した。今しがた私はここで、再びエルサレムでは不穏が支配していると聞いた。レヒの人々との紛争が再発したのかも知れないが、他方で、我々の人々の間では我々の軍当局に対して不穏な空気が存在している [3：135]。

私は、エルサレムにおける支配権を全て地区司令官の手に集中させる事は不可能だと申し上げる事を、私自身の義務と見ている。(ベングリオン 地区司令官は解任されようとしている。) 諸問題は、解任されようとしている人間に任せられる域を優に超えて大きく決定的だ [3：135]。

私は自らの権限の中にない諸事項に介入する事を自分自身に許したという事は承知しているが、これらの事を申し上げるのは私の義務だ。なぜなら私は自

分の経験から、いかに危険が多いか、そして最初から物事の展開を知るのはいかに不可能かという事を学んできたからだ。私のお願いはこの状態に終止符が打たれ、軍司令官の地位に一時的な人が任命される事だ [3 : 135]。

ベングリオン 私が規則から外れてグリェンバウム氏が様々な事について話せる様にした事を、同僚諸氏は不満に思わなかったと想定する。というのも彼は長期間我々と共にいなかったため、我々に話すべき事が沢山あったからだ [3 : 136]。

幾つかの事柄については、私は自分の回答を与える義務がある。幾つかの件については、今は話し合わないだろう [3 : 136]。

エルサレムが特別な支配者を持ち、その者がそれ [エルサレム] の全事項について決定するという提案に関しては——この様な事は国を多くの部分に分ける事になり、愚かしい事だ。閣僚間には分業がある。輸送の諸事項を司る閣僚はエルサレムへの輸送について責任を持つだろう。蔵相などに関しても同じ事だ [3 : 136]。

エルサレムに関して多少述べる、主に補給とラトルン戦線についてだ [3 : 136]。

エルサレムへの補給については——出来事の後に賢くなるのはたやすい。私自身がエルサレムに向けて出発した最後の輸送隊 [4月20日] の中にいた。これは非常に大きな輸送隊で、その片方の端から他方の端まで行くのに数時間かかる距離があった。我々は輸送隊の先頭で旅し、朝の9時か10時にエルサレムに到着した。道半ばで輸送隊は襲撃され、戦闘が一日中続いた。この輸送隊の中では12人の人が斃れた。その襲撃はダイル・アイユブ⁹¹から開始された。私は現場から遠くにいる時に指示を出す事に慣れていない。そのため私は、私の意見ではすぐにダイル・アイユブを攻撃し、輸送隊をエルサレムに連れて来る必要があるという電報を送った。私はその事を遂行するのに十分な兵力がないという返事を受け取った。我々の方では800人が現場にいたが、

我々が兵力の点で豊かではないという事は私も承知していた。私の返答は、私はその事をせねばならないという意見だがこれを彼らの決定に任せる、というものだった。この事は真の戦争が勃発する前、正規軍侵攻の前に起こったのである。我々が食糧をエルサレムに持ち込む事ができるだろうという事を私は知っていたが、私は「エルサレムとの」つながりが切れるのを心配していた。状況についての明確化を行った後、私はテルアヴィヴに帰った。そうこうする間に国家が宣言され、戦争が始まった。宣言の直後、この地への強力な兵力の侵攻についての苦々しいニュースが届き、状況は非常に深刻に見えた。まもなくその夜、宣言の後、私は——ある程度は政治的諸理由からだが——戦闘の中心にあるエルサレムを視察した。もし今夜エルサレムが陥落したら——これは我々が直面できるかどうか疑わしい程の打撃となるだろうという事は分かっていた。私はエルサレム街道への [לדרך ירושלים]⁹² 兵力増強を要求したが、私は孤立していた。参謀本部には私と共に10人の人々がいたが、彼らは、他の戦線で状況が深刻なのでその事は不可能だと言って私を説得した。私はこれらの意見に屈し、恐らくこれは私の側の誤りだったが、別の行動をとるには私はA) 幾人かの人々を交換せねばならなかっただろう、B) [だが] 私が動員するわけではないので、この様な責任を自分自身が負う事はできなかったのである [3: 136~137]。

時がたって私はエルサレムの状況は深刻である事を知った、敵が強化されているのである。私は追加の兵力をエルサレムに移すよう強く要求した。その事は議論の俎上に上げられ、我々は全戦線における状況を検討し始めた。明らかになったのは、ネゲヴ・南部・中部戦線からは兵力を分与してはならないという事だった。その結果として、私は新しい旅団を創設せねばならないと言った。二つの部隊——昨日軍に入ったばかりの人々だ——から新しい旅団を編成する事は可能だった。これらだけでは旅団を編成する事はできないので訓練された部隊を彼らに付け加えねばならない、と我々は決めた。我々は検討し、最

も容易な状態にあるのは中部戦線だという事を見出した。エルサレムが風前の灯である事を私は知っていたので、我々は一つの部隊を中部戦線から移してそれに戦車隊を付加する事を決定し、我々は初めてエルサレム市・・・という戦線全体について司令官を任命したのである [3：137～138]。

今は規律の問題に私は入らないでおこう。・・・私は政府の同僚たちが私にこれを要求する場合にのみ、その問題をここで取り上げよう。我々の軍が一夜で設立された事と、規律は命令によってつくられるものではないという事を、我々は思い出さねばならない。これは伝統の問題だ。・・・規律を一遍に軍に導入してはならず、[規律が] 妨げられぬよう心を砕かねばならない。今は組織的なやり方で規律の導入を妨害する者がいる [3：138]。

エルサレム街道には四部隊が出て行った。訓練されている一部隊と、一つの装甲部隊と、訓練されていない二部隊である。彼らは5月26日に出発した。同時に私はエルサレムがもたないだろうという恐れで一杯だった、なぜなら既にそこでは飢えがあったからだ。私は毎日エルサレムから到着した人々と会い、私の時間の大半はこの件に費やされた。・・・エルサレム旧市街は陥落し、私はこの町 [エルサレム] にどんな分子がいるのか、文民当局と軍当局の間の内部的状態はどの様か、及びその他諸々の困難な事があるのを知っていた。その [軍事] 行動の開始時に、その任務を知悉している事を私も承知していた人物がいてくれた事は私を励ました。私は彼と共にその [軍事] 行動の場所へ行き、我々は作戦部長 [ヤディン] も交えて計画を明確化し、行動がなされたのである [3：138]。

同夜の行動は失敗と見なされた。訓練された部隊が山々の方へ退却し、姿を消したのである、なぜならそれ [その部隊] にとってはアラブ軍団に包囲された様に思われたからであった。その部隊の司令官は、部隊は包囲されていると知らせ、退却してもよいかと聞いてきた。その作戦の司令官は彼に退却せよと知らせた。この部隊は死者二人、負傷者三人を出したのみだった。これは南部

戦線のギヴァティ旅団⁹³の部隊だった（中部戦線から連れて来られた部隊は訓練されていなかった）。装甲部隊は勇敢な働きをしたが、高い代価を払った。この部隊の先頭にはこの地の将来にとってよい兵士たちの一人が立って彼の任務を行った。それ〔装甲部隊〕はラトルン村を征服し、それを焼き払った。それ〔装甲部隊〕の後は歩兵部隊が来なければならなかった、なぜなら戦車と大砲の部隊〔装甲部隊〕は歩兵部隊の為に道を空ける事はできても征服する事はできないからだ。訓練された歩兵部隊は退却して山へ登ってしまった。訓練されていない兵士たちが前進するよう命令を受け取ったが、強力な砲火に遭遇して逃走を始めた。その事が、それが終わった様に終わったのは奇跡だ、なぜならそれはぞっとする様な恐ろしい失敗になり得たからだ。そしてこの事は、その若者たちが自らを強化した事を証明している。装甲部隊が戻って来た。道すがら〔装甲部隊は〕その時にはあまり重要視されていなかったバイト・ジーズを征服した。再び計画の立案がなされ、ストーン司令官⁹⁴——私は彼を大いに信頼しており、私と共に作戦部長もそうであった——の同意の下に、バイト・スースイーンを征服すると決定された。バイト・スースイーンは征服されたが、我々は我々の持っている力でラトルンを征服できないだろうという事が明らかになった。装甲部隊は粉碎されていた。部隊の半数は殺されており、装甲車は破壊されていた。装甲部隊の司令官は、これらの人々と一緒には戦えないだろう、なぜなら彼らは呆然自失状態だからだ、と言った。・・・我々は彼の言葉を受け入れた [3：139]。

同じ時に新しい道の舗装問題が議題に上げられたが、私は今この件に立ち入るまい。私はこの間ずっと、エルサレムが陥落しそうだという事を思い起こしていた。・・・我々はラトルン征服の可能性について考え、その様な事の為に要する兵力をどこから取って来るかを模索した。私は二部隊をこの戦線に持って来るよう要求したが、参謀本部の人々はその様な事に同意しなかった。後に彼らは、そこにおける危険が大きくなかった高地ガリラヤから二部隊を持って

来ざるを得ないという事に納得した。それらの部隊の移動は幾つかの問題を引き起こした。二部隊をそれと感づかれずに移す事は容易ではない。これらはパルマッハの最良の部隊の中の二部隊であり、彼らの第一司令官はその任務を知悉している。その人々は死ぬほど疲れて前線に到着し、その日は行動に出られないだろうと知らせてきた。その間私は、一日一日が貴重である事を知っていた。彼らが疲れていたのは、彼らはレバノンで行動していたが数日間食べも眠りもせず、しかも行動がまた引き延ばされたからである。彼らの疲労にもかかわらず、ストーンは彼らと会合し、行動計画を練った。それは停戦の四日前だったが、停戦の日付が行動を決めたのではなく、[決めたのは]エルサレムの状態だった。確かに私は、まだエルサレムに食糧がある事を知っていたし、長らく飢えている人々はあるが食糧不足のせいでエルサレムが必然的に陥落するわけではないという事を知っていた。問題は、どの位町 [エルサレム] が砲撃に耐えられるかという事だった [3：139～140]。

ラトルン征服の為の計画が準備された。それは停戦の四夜前に行われた。遂行の際、ミス故に災いが起こった。[彼らは]「13高地」と呼ばれる場所を、その後に「14高地」と呼ばれる場所を征服し、その後歩兵部隊でもってラトルン内部へ突撃するはずだった。[ところが]手違いで13高地の代わりに14高地が征服された。前進するはずだった歩兵部隊は13高地が征服されたと思い込み、前進すると、突然敵の砲火に遭遇した。これは訓練された部隊だったが退却せざるを得なかったので、我々はその夜ラトルンを征服する可能性を失った。この事後我々は状況について話し合う為に再び会合し、ストーン司令官はパルマッハの司令官と共に、人々は休息をとらざるを得ないと知らせてきた。征服は木曜夜に遂行する事が決定された。成功の見込みはあったが確証はなかった、というのは初めから予想せざる事は常に起こり得るからである。停戦前の最後の夜に我々は再び協議の為に会合し、司令官たちは、ラトルンを征服する事はできないが新しい道の周辺にある諸集落なら [征服] できるという

結論に達した。その夜ストーンは殺されたので、ラトルンがアラブの手中にある時に停戦が始まった。新しい道での食糧輸送を可能にするべく多大な努力がなされ、我々は何がしかを輸送する事に成功した。以上がエルサレムへの道のエピソードである [3: 140]。

私の言葉を総括しよう。ラトルンの征服によりエルサレムを解放する展望があった。この行動は新しい道を開く事によって（バイト・ジーズとバイト・スーシーンの征服と共に）エルサレムを救った。それは今やエルサレムに通じる道が我々の権限下におかれているという結果につながったが、但し最初の道路が開かれていれば我々の車両はダメージを受けずに済んだだろう。新しい道路の開通と共に、停戦が中断された場合のエルサレムへの道が開かれた。但しそれは敵の砲火の射程内にあるのだが。エルサレムへ行くには二つの可能性があり、バープ・エル・ワド [バープ・アル=ワードというアラビア語の地名のヘブライ語による音写, באב אל ודד] 経由か、バイト・マフスィール経由かである。難点は、その道はネビー・サムエル [アン=ナビー・サムーイール] とラトルンに砲台がある大砲 [複数形] によって攻撃される事にある [3: 141]⁹⁵。

以上があなた、つまりグリュンバウム氏と、ジョゼフ氏⁹⁶に私が送った電報の説明であった。[エルサレムの] 解放の見込みと、食糧を町 [エルサレム] に持って来るという見込みはあるが、但し我々にはその事の成功の保証はない、という内容の電報の [3: 141]。

エルサレムのみならず全土に関係する第二の問題がある。・・・砲撃に対しては一つの自衛手段しかない事が知られている。塹壕の構築だ。いかなる要塞も砲撃には持ちこたえられない。しかし鉄条網を立て、コンクリートの足場を建設すると安全だという感覚になる事は自然である。最初の瞬間から私は足場や鉄条網の設置賛成派ではなく、要求は塹壕を掘る事だった。しかし人々はその様な事に心を留めなかった。確かにその時にはその様な必要はなかったし、彼らは塹壕の構築を軍の行動として捉えていなかった。これに対して彼らは要

塞化にいそしんだ。正規軍同士の戦闘に入らないうちは——要塞化は匪賊 [הכנופיות, アラブ不正規兵を指す] に対しては助けとなった。・・・要塞化は重要な役割を果たしたが、正規軍同士の戦争に入った瞬間——要塞化には価値がなくなるという事は明らかである。これに対して塹壕が掘られた所ではいかなる大砲の砲撃も有効ではなく、その場所は歩兵によってしか征服する事ができなかった [3: 141]。

エルサレムを飛行機で武装する件については今は論じまい。もし我々がレハヴィア⁹⁷に二機の飛行機を置くとすると——彼らはそれらを砲弾で爆破するだろう。今でこそ我々は戦闘機を持っているが、当初はこれもなかったし、もし飛行機が目で見えてはっきり分かる所に止まっていると——やられてしまうだろう。グリェンバウムさん、私があなたにテルアヴィヴへの飛行にまつわる危険性について書いた時、私は自分の良心が咎めない様にこうしたのではなく、エジプトのスピットファイア⁹⁸ [複数形] がレホヴォト上空からリション・レイオンへ飛び去り、ラトルン近郊の我々のキャンプを爆撃しようとしていたからだ。機関銃を装備しているスピットファイアは我々の小さな飛行機をたやすく撃墜できる。だから、エジプト人は夜間に行動する事を習慣としていない為もあり、我々のパイロットたちは夜間に行動したのだ。日中は [彼らは] 我々の飛行機がエルサレムへ飛ぶ事を許さなかった [3: 141~142]。

軍における難しい事の一つが規律の問題である。規律の不足は同僚たちの邪さや悪意に由来しているのではなく、この事を一夜にして浸透させる事が不可能だからなのである。これは習慣と伝統の問題である。たとえ残り全ての事柄がその秩序通りに運営されたとしても、我々は規律を我々の軍に一遍に浸透させる事には成功しなかっただろう。この為には忍耐と多くの説明が必要である。しかし私は日常的にこの問題にぶつかっている。私は命令を与え、それが実行に移されなかった事が判明した。私は作戦部長を呼び、その命令は何故実行に移されなかったのかと聞いた。私は、誰にその命令が渡されたか、参謀本

部の者がそれを受け取って作戦部の者に提出せねばならなかった後何をしたか、という調査を行った。明らかにされたのは次の様な事である。その事項はすぐに、その様な事の為に任命されている作戦部の者の助手に送られた。その助手はその前日に同じ件についての口頭での命令を送っており、その命令は既に遂行されたと考えてしまった。しかし書面で送られた二番目の命令は別のものだった。そこには次の様に書かれていた。エルサレムに着く全ての飛行機の到着をユダヤ機関執行部のメンバー——グリェンバウム氏か、[エリヤフ・]ドヴキン氏か、[シュロモ・]アイゼンベルク氏⁹⁹のいずれか——に知らせる必要がある。彼らの一人によって、その飛行機が執行部メンバーを乗せないでテルアヴィヴに戻ってもよいという手紙が与えられない限りは——それ[飛行機]が町[エルサレム]を去る事は禁じられる、と。作戦部の将校が助手の将校に、何故この通知を渡さなかったのかと文句を言った時、助手は、昨日グリェンバウムが来る事についての命令を送ったので——二番目の命令は送らなかったのだと主張した。この様なケースは数多くある、なぜなら規律というのは何世代にもわたる問題だからだ。我々が聞き知るところによれば、全ての事が猛スピードだと私は確信している。我々が規律に慣れるのもっと早くなるだろうが、これには時間を要する [3:142]。

グリェンバウム氏は、我々が話し合う必要があるであろう幾つかの問題を提起している。しかし我々が使える時間は限られているので、これは別の機会にしよう [3:142]。

我々はエルサレムに食糧を持ち込む件に携わるであろう委員会を選出した。その委員会は三人の政府メンバーから構成されている。カプラン、シャピラ、ツイスリングだ。それ[委員会]の選出によって軍の仕事を軽減し、エルサレムへの食糧輸送の心配という肩の荷を軍から下ろす事を我々は考えたのである。その間に私のもとには、道は開かれているが輸送手段がないという訴えが届いた。私はその訴えを委員会に廻したが、カプランとシャピラがエルサレム

に出張中である事を思い出させられた。だが一日一日は貴重である。停戦が28日続くであろうという保証はなく、町〔エルサレム〕では飢えと渇きが予想されるからだ。〔そこで〕私はこの仕事に補給部門を充てざるを得なかったのであり、それがその任務を行うだろう〔3：142～143〕。

* * 〔この印は原文通り〕

金曜日に全司令官の会議が開かれた。報告を行った最初の人はガリラヤの司令官だったが、彼はその戦線の担当で、彼の配下には三つの旅団が置かれている。この司令官は戦う事を愛し、知っている。私は彼の報告を聞いたが、彼によれば停戦は死ぬほど疲れていた彼の兵士たちを救ったという。私はここでガリラヤ戦線は最もよい状態にあるとコメントせねばならない、なぜならそこには三つの旅団、すなわちカルメリ旅団、ゴラニ〔旅団〕、高地ガリラヤ〔旅団〕があったからだ。彼らは攻撃の試練の中に立っていたし、停戦前の最後の日にシリアがその戦線に兵力を送り始めたが、この戦線の状況はこの地の残り全ての戦線よりはよかった。勿論、もし停戦が到来しなかったとしても〔彼らは〕戦い続けていただろう——但し疲労困憊した状態でこれをしていただろう。彼の後に話したどの司令官も——この事を繰り返した。彼らによると、兵士に必要なのは何よりもまず自由であり、その後は——根本的な事、すなわち訓練だ。我々に残された二週間では必要とされる訓練には充分でないだろうから、彼ら全員が停戦が四週間続くよう祈っている、そうやって初めて我々はそれ〔停戦〕から恩恵を受けられるだろうから、というのである〔3：143〕。

参謀本部のある課は今日、それが準備した新しい武器の実験を行った。・・・もし我々がこの武器をアラブ軍団に対抗してエルサレムに導入し、それを敵の射程に近づける事に成功するなら——〔彼らは〕それに対抗できないだろう、なぜならそれ〔その武器〕は相手側から20メートルの距離でそれに対抗できない様な恐るべき熱をつくり出すからだ。我々は対戦車砲を持っていたが、それらの射程距離は短い。今ではもっと長い射程距離を持つ大砲が発明された

[3:143]。

* * [この印は原文通り]

シェルトク 私はガリラヤ国境でのシリア軍の攻撃に関する短い情報を付け加えよう。停戦の三日前、アラブ軍団のイギリス人将校がハイファに来てイギリス司令部に次の様に知らせた。アラブ軍団は単独で戦争の重荷を自らの肩に負っている、なぜならシリアとその諸軍が戦闘から離脱したからだ。彼は、もし彼らが戦闘に戻らないならアラブ軍団はそれについて何をすべきか話し合うだろう、と知らせた。ハイファのイギリス司令部はその事をロンドンに知らせ、ロンドンは直ちにダマスカスとレバノンに要請した。[かくして] 停戦の一日前に、突然ガリラヤでシリア軍の攻撃が始まったのである [3:144]。

・・・ [原文通り]

④ 国家評議会のセッション

1. 国家評議会の諸セッションは全て木曜日の18時に開かれるだろう。

2. 来るべきセッションの議題

A. 大統領職についての決定 B. 大統領の選出 C. 裁判所法（移行期の指示）¹⁰⁰ D. 「統治と法の諸措置」令¹⁰¹（施行） E. 放棄された地域の法令 [3:144]

・・・ [原文通り]

⑤ 灯火管制の諸措置

停戦期間中は住宅の灯火管制を廃止する事を決定する。残りの灯火管制の指示は効力があるままとする。[空襲] 警報の場合には直ちに完全な灯火管制が行われるだろう [3:144]。

・・・ [原文通り]

⑥ エツェルによる武器の持ち込み

ベングリオン たった今、私は非常に深刻な問題と関係する手紙を受け取った。(エツェルの武器搭載船について論じた、Y. ガリリから受け取られた手紙

を読み上げる。)

我々が受け取った手紙の件は比類なく深刻だ。二つの軍が存在する事は不可能であり、二つの国家が存在する事も不可能だが、ベギン氏は全て彼が考える通りに行動するだろう。我々は可能な譲歩の限界まで行^{おこな}って来た。我々は彼らが参謀本部にいる事に同意し、彼らはエツェルがもはや存在しないと言質を与えた。彼〔ベギン〕の兵士たちは軍から命令を受けており、武器購入との彼らの関わりを軍の手に渡している。私は今その事について、我々の側からの停戦違反の危険性、及びその後^{おこな}に展開したであろう国際的紛糾の観点からは論じない。政治は、戦時にあっては私の関心を惹かない。しかし軍は明日戦闘に入る事はできず、もし入るとすると——その場合はそれ〔軍〕の決定によるのであって、ベギンの決定によるのではない。統治権をベギンの手に渡して我々の軍を解体するのか、それとも彼に分派的行動をやめる様に言ってもしやめなければ——発砲するのか、我々は決めねばならない。私は今その事を話し合うよう提案しているのではない、なぜならこの件について今夜何をする事が可能なのか私には明らかでないからだ [3: 145]。

ベントヴ 我々に戦艦はあるのか？ [3: 145]

ベングリオン 我々の戦艦はこの行動にとっては考慮に入らない。我々は武器が少々中にある船を持っているが、エツェルの船の中にはもっと多くの武器がある。・・・我々が思い出さねばならないのは、これはアラブ人に対する戦争ではなくユダヤ人に対する戦争であるという事であり、この船は他のどの船よりも武装されている。・・・だから私は我々の船を、それに対する戦闘には入らせないだろう [3: 145]。

[段落冒頭の文章が所々欠落]・・・もし我々はその事と妥協せねばならないと考える同僚諸氏がおられるなら、本件については最終決定がなければならぬ。私は今のところ、その問題を討議にかけてはいない。私はその手紙を皆さんの前で読む事を、自分自身にとっての義務と見なしたのである [3: 146]。

シェルトク ユダヤ人を集合させ、海岸近くに集結しているエツェルの人々500人を蹴散らさねばならない。船の人々は一度には降りて来ず、ボートに分乗するだろう。我々は全ての降船者に武器で対峙しよう。我々は彼らを拘禁し、彼らの武器を解体しよう [3:146]。

ベントヴ ベギンを拘束せねばならない [3:146]。

ベングリオン 彼を拘禁せねばならないが、その様な事については政府決定が採択されねばならない。ピーター・ベルグソン [ヒレル・クック]¹⁰²は拘禁せねばならない、彼には動員の罪があるからだ。・・・[3:146]。

モシェーが提案する事は簡単ではない。昨日エツェルの人々は、彼らがヘフェル溪谷のクファル・ヴィトキンの海岸に到着するだろうと我々に宣言した。・・・今夜私は彼らがどこへ到着するのか知らない。我々はその海岸に四つの部隊を送る事はできない [3:146]。

もし同僚たちのどなたかにこの件についての具体的な提案があれば、それについて話し合う事を提案する [3:146]。

シェルトク 今夕のユダヤ機関執行部会合を、この件の為に [執行部が手を] 空けておけるよう、延期する事を提案する [3:146]。

ベングリオン 私が政府から明示的な権限を受け取る事なく本件を扱う事はないだろう。もし我々がこの議論を続けようとするなら、ここに参謀本部の二人の人間——ヨセフ・イズラエリとイガエル・スクニック [ヤディン]、或いは他の誰かを連れて来ざるを得ない。彼らが追加の情報を持っていないかを明らかにする為に。その手紙の中に情報はなく、[彼らが] その船をヴィトキンの海岸に持って来るだろうという保証はない [3:146]。

ベントヴ この国の諸法に沿って本件を扱うよう、国防相に課す事を提案する [3:147]。

ベングリオン もしこの件についての決定がなされるなら私は本件を引き受ける用意があるし、責任から後込みしないだろうが、力は行使するだろう (勿

論、不可欠である程度に於てだが）、そしてもし可能なら我々はその事を、人々を傷つけないであろう諸措置によって行くだらう [3: 147]。

今夕開かれる事になっているユダヤ機関会合を我々は延期しようという提案がある。政府の中のユダヤ機関執行部メンバーの間で投票しよう [3: 147]。

ユダヤ機関執行部会合を延期するという提案に賛成——5人

ユダヤ機関執行部会合を延期するという提案に反対——なし

ユダヤ機関執行部会議を延期し、エツェルの武器搭載船の件について話し合う会合に参加するようイスラエル・ガリリとイガエル・スクニック [ヤディン] を呼ぶ事が決定された。

（議論の続きはイスラエル・ガリリとイガエル・スクニック [ヤディン] の参加を得て [行われた]） [3: 147]

ベングリオン A) エツェルの人々が船から人々と武器を降ろす事をどの様に考えているか、大体分かっているならば、我々は情報を聞きたい [3: 147]。

B) [彼らが] 船の積荷をどの様に降ろすかは分かっているとして、大きな軍事力を集結させる事は我々の能力の範囲内か。・・・ [3: 147]

ガリリ その船が今夜9時近くにクファル・ヴィトキンに着くであろうという事はほぼ確実だ [3: 147]。

ベングリオン 我々に充分時間があると想定すると、我々はその所に兵力を集結できそうか？ [3: 147]

スクニック [ヤディン] もしその我々の軍の内部にいるエツェルの部隊を考慮に入れないとすると——我々はおおよそ、一部隊と半分——つまり 600 人を持っている [3: 148]。

ベングリオン 船内には 900 人の人間と、5000 丁のライフルと、250 丁のベルグマン [短機関銃] がある [3: 148]。

ガリリ 我々は海岸での〔軍事〕行動の保証の為に集められたエツェルの部隊を持っている [3:148]。

ベングリオン 貴官の考えでは、600人で彼らの行動を阻止できるか？（我々が実力行使するだろうという想定で。） [3:148]

スクニック [ヤディン] 二部隊を現場に連れて来る事はできるだろう。もしも目的が、これらの兵力の間で決する戦闘なのであれば——二部隊で充分だろう [3:148]。

ガリリ エツェルの人々は、武器の大半は彼らが船から降りる際に持って行くだろうと公言した [3:148]。

ベントヴ 私の意見では、エツェルの人々が敢えてそれとの戦闘に入らない位、その優越性が大きい兵力を集結させねばならない。可能なら——集結させる兵力は、戦闘で勝利するのに必要な程度きっかりではなく、彼らが敢えて戦闘に入らぬよう彼らへの心理的影響 [を及ぼすの] に要する程度でなくてはならない。この場合私の意見では、訓練された二部隊とは別に・・・訓練されていない兵力も考慮に入れる事ができる、それは人々の数を増やすだろうから [3:148]。

ベングリオン その船が今着いたとして——我々に時間は充分あるか？ [3:148]

スクニック [ヤディン] 私は疑わしく思う [3:149]。

シトリト もし戦闘があつてその事が公表されたとしたら、これは停戦違反と見なされて我々に対する行動が始まるのだろうか？ [3:149]

ベングリオン 私は、我々が本件について、外国人はそれに関係ないかの様に話し合う事を望む。これは停戦違反ではなく、その遵守なのだ [3:149]。

グリェンバウム 戦闘を防ぐには、我々は大砲を持った大兵力を集結させねばならない。〔彼らが〕対抗できる様な小さい兵力が集められるとすると——戦闘が展開されるだろう。そうしたらたとえ我々が勝ったとしても、悪い状況に

なるだろう。[軍の兵士たちが] 彼らに発砲したがない事もあり得るし、我々はこれを考慮に入れねばならない。もし大兵力を集結させるには時間が充分でないのなら——本件について我々は関知せぬ方がました。もし戦闘があって彼らが何らかの理由で勝ったとしたら、数倍悪い状況になるだろうから [3 : 149]。

スニック [ヤディン] モシェー・シェルトクが正午に、エツェルの人々がこの果樹園にある移民キャンプに入ったと言っていた。私は私の観点から二つ質問を提示しよう。A) 命令は何なのか。その旅団の司令官は兵力を集結させて行動で威嚇せよという命令を受けているのか、それとも兵力を集結させて行動で威嚇し、もしその事が成功しなければ——行動に入れという命令を受けているのか。B) 今9時で、9時にその船は海岸に着く。我々の兵力は、夜の12~1時より前には、行動の為にクファル・ヴィトキンに集結する事はできない [3 : 149]。

[軍事] 行動を許可される際、それについて肯定的に決定された [軍事行動をすると決定された] 場合には、その [軍事] 行動の司令官のそばに政府のメンバーがいなくてはならないが、もしその様になるなら、その旅団の司令官への命令は明確なものになるだろう [3 : 149]。

ベングリオン ここでは、国防相に法に従って行動する事を委ねるという提案が聞かれた。私は、もし我々が行動の為に十分な兵力を持っている事を我々が明らかにするなら、私は法に従って行動する用意があると公言したが、私はこれを政府の意見に基づいて行うだろう。私は行動する用意があるが、その事の意味は——発砲するという事であり、これは重大な問題である。ここで、次の事が可能かどうか明らかにしようという意見が表明された。彼らが我々と戦闘に入るのを防ぐ為の兵力を、我々は集結させる事ができるだろうか。その意図するところは、彼らが睥睨すべからざる兵力を見て戦闘を控え、仮に戦闘が展開するという事態が発生しても——我々が勝つだろうという事である [3 :

150]。

フィッシュマン 我々は明確な言葉を語らねばならない。もし戦闘の展開の可能性があるなら——これは双方にとって非常に危険な事だ。もしその意図が彼らを威嚇する様な兵力を集結させる事にあるとすると、私が理解するところではこれを2～3時間のうちに遂行するのは難しい。そうこうする間に彼らは武器と人々を降ろしてしまうだろう [3 : 150]。

もし彼らを威嚇するのに十分な程度の兵力を集結させる事が可能なら——その事を行わねばならない [3 : 150]。

ベングリオン 威嚇する事が可能なのは行動する用意もある場合のみだ。彼らは子供ではないから、威嚇が重みを持つのはそれが本気である時のみだ。威嚇に効き目がない時には——それを実行する必要がある [3 : 150]。

もし我々が時機を逸して兵力を集結させる事ができないなら——何も行っただけではない、なぜならもし彼らが5000丁のライフルと250丁の機関銃を持っているという事が正しいなら、彼らが今している事は、彼らが明日するであろう事に対しては子供の遊びだからだ。そうなれば二つの国家と二つの軍が存在する事になろう [3 : 150]。

それ故、この事は私に困難な責任を課すにもかかわらず、我々は責任者の人々と共に次の様な事について明確化する事を決めねばならない。彼らが必要とされる兵力を集結させる事ができるかどうか、そして我々が行動する必要がある場合には [その兵力が] 成功裡に行動するであろうかどうか、そしてそれ [その兵力] の存在そのものが [軍事] 行動を防ぐ展望を与えているか、という事を [3 : 150]。

私は、その旅団の司令官と共に政府のメンバーがいて欲しいというイガエル [・ヤディン] の要求を理解する。自己の責任に於て、戦闘に入るべきか否かという決断を下すであろう様な重い責任を、司令官に課す事はできない。司令官は明確な事柄を知っていなければならない——彼は政府の名に於て行動して

いるのか否かという事を。そして彼が行動する時には、[彼らは] いかなる罪をも彼に課さないだろうという事を。なぜなら彼は自らの使命を果たした [だけだ] からである [3：151]。

私の提案は、我々が次の様な決定を採択する事である。もし十分な時間があり、十分な数の人々と十分な武器を集結させる事ができるという事が、その行動の遂行者たちによって明らかにされた場合には——我々はその事を行う完全な権限を最高司令部に与えるだろう。もしこれを行う事が不可能だという事が明らかになった場合には——これは災いになるだろうから、我々は機会を逸したという事だ [3：151]。

ベントヴ ベングリオンと全く同意見だ、今夜我々の将来の問題の運命が決まるだろうという点で。・・・[3：151]。

・・・今夜の我々の行動の遂行は将来における殺戮を防ぐだろう——この事をこそ私は確信しているのだ。故に命令は明確でなければならない。何と少しでも人々から武器を引き離せ。もし発砲する必要があるなら——発砲せよ、だがもしその様な事を控える事ができるなら——控えよ。・・・もし夜の12～1時まで兵力を集結させる事が可能なら——我々はその行動を遂行できるだろう。彼らはすぐには逃げないだろうし、一人ずついなくなる事もないだろう。彼らは全員が集合するまで待つだろうし、そうすれば彼らの前で道を塞ぐ事も可能だ [3：151]。

ベングリオン 本件は多かれ少なかれ明白であり、責任は重く、我々は決定せねばならない [3：152]。

提案は、もし参謀本部が現地に集結させるのに十分な時間、十分な人間、十分な兵力を持っている事が明らかである場合には、参謀本部に行動する権限を与えるというものだ。その兵力は、A) 武器を降ろす事を防ぐべく努力するだろう、B) その事が成功しない場合は——実力行使するだろう [4：152]。

フィシュマン ベギンに警告を送らねばならないか？ [3：152]。

ベングリオン 勿論だ [3:152]。

投票する

兵力の誇示自体が彼らの行動を防げない場合、その行動の司令官に、兵力を集結させて行動する明確な権限を与えるという提案に賛成——9票

この提案に反対——なし [3:152]

満場一致で、求められる時間に参謀本部が十分な兵力を集結させる場合、参謀本部に対抗行動の権限を与える事を決定する。現場の司令官は、実力行使せずに阻止するべく努力せねばならないが、[彼らが]彼の決定を受け入れない場合には実力行使するだろう [3:152]。

ベントヴ この件が落ち着いたら、これが彼らと交渉を行う最後の機会だ、と彼らに警告を与える事を提案する。合意は存在するのだから、彼らはそれを守る義務がある。彼らがそれを守らないなら——我々も守らないだろうと [3:152]。

ベングリオン 我々がこの件を穏当に始末する事に成功するなら、それだけで充分だ [3:152]。

閉会 [3:152]

[後篇に続く]

- 1 本議事録を含む『暫定政府会合議事録』第3巻と第4巻の書誌情報は、それぞれ以下の様である。

.1978 תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך ג, 14 ביוני-23 ביוני 1948, ירושלים: גנוך המדינה, מאי 1978.

.1978 תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך ד, 27 ביוני-7 ביולי 1948, ירושלים: גנוך המדינה, מאי 1978.

- 2 前稿<前篇>は『東洋文化研究所紀要』第171冊、東京大学東洋文化研究所、2017年3月、276(201)~190(287)頁。前稿<後篇>は『東洋文化研究所紀要』第173冊、2018年3月、300(89)~159(230)頁。第三稿は『東洋文化研究所紀

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（五）〈前篇〉

要』第169冊，2016年3月，394（169）～186（377）頁。更に，残りの二論考についても，同様に第一稿・第二稿と呼ぶ事をお断りする。

第一稿：「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）」『東洋文化研究所紀要』第165冊，2014年3月，204（159）～124（239）頁。

第二稿：「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（二）」『東洋文化研究所紀要』第167冊，2015年3月，300（205）～207（298）頁。

3 国連調停官ベルナドット伯が1948年6月末にアラブ・ユダヤ双方に提示したパレスチナ和平の為の提案。以下「ベルナドット提案」。詳しくは前稿参照。

4 Folke Bernadotte, *To Jerusalem*, Translated from the Swedish by Joan Bulman, London: Hodder and Stoughton, 1951. 閣議事録そのものに焦点をおくという本論考の性格上，あくまでもその一端を扱うのみであるが，ベルナドットの回想録は「現場」であるベルナドットと安保理の認識のずれ，安保理自体の内部のパレスチナ問題をめぐる東西ブロックの対立，イギリスの微妙な立場，アラブ連盟内の齟齬，特にエジプトとトランスヨルダンの利害対立などの諸要因が絡み合った複雑な構図を浮かび上がらせている。ベルナドットはこの様な背景を全て背負った上で，本議事録の期間中に和平提案を作成していたのである。

5 イルゲン（エツェル）と指導者メナヘム・ベギンについては，第一稿の註13，及び前稿〈前篇〉の註20を参照。

6 アルタレナ号事件の概要については，前稿1（2）を参照。

7 ベルナドットを殺害したのはイルゲンから分かれたレヒである。レヒについては第一稿，註13を参照。

8 1948年5月29日に安保理で採択された決議の全文は次の様である（イタリックは原文，下線は引用者）。

The Security Council,

Desiring to bring about a cessation of hostilities in Palestine without prejudice to the rights, claims and position of either Arabs or Jews,

1. *Calls upon* all Governments and authorities concerned to order a cessation of all acts of armed force for a period of four weeks;
2. *Calls upon* all Governments and authorities concerned to undertake that they will not introduce fighting personnel into Palestine, Egypt, Iraq, Lebanon, Saudi Arabia, Syria, Transjordan and Yemen during the cease-fire;
3. *Calls upon* all Governments and authorities concerned, should men of military age be introduced into countries or territories under their control, to undertake not to mobilize or submit them to military training during the cease-fire;

4. *Calls upon* all Governments and authorities concerned to refrain from importing or exporting war material into or to Palestine, Egypt, Iraq, Lebanon, Saudi Arabia, Syria, Transjordan or Yemen during the cease-fire;
5. *Urges* all Governments and authorities concerned to take every possible precaution for the protection of the Holy Places and of the City of Jerusalem, including access to all shrines and sanctuaries for the purposes of worship by those who have an established right to visit and worship at them;
6. *Instructs* the United Nations Mediator in Palestine, in concert with the Truce Commission, to supervise the observance of the above provisions, and decides that they shall be provided with a sufficient number of military observers;
7. *Instructs* the United Nations Mediator to make contact with all parties as soon as the cease-fire is in force with a view to carrying out his functions as determined by the General Assembly;
8. *Calls upon* all concerned to give the greatest possible assistance to the United Nations Mediator;
9. *Instructs* the United Nations Mediator to make a weekly report to the Security Council during the cease-fire;
10. *Invites* the States members of the Arab League and the Jewish and Arab authorities in Palestine to communicate their acceptance of this resolution to the Security Council not later than 6 p.m. New York standard time on 1 June 1948;
11. *Decides* that if the present resolution is rejected by either party or by both, or if, having been accepted, it is subsequently repudiated or violated, the situation in Palestine will be reconsidered with a view to action under Chapter VII of the Charter of the United Nations;
12. *Calls upon* all Governments to take all possible steps to assist in the implementation of this resolution.

(出典：“50 [1948]. Resolution of 29 May 1948 [S/801],” *Resolutions adopted by the United Nations Security Council since 1946*, <http://www.un.org/en/sc/documents/resolutions/index.shtml> 2018年6月30日アクセス)

- 9 Bernadotte, *op.cit.*, pp.63-68. この電文の末尾には“COUNT FOLKE BERNADOTTE, SHEPHEARD’S HOTEL, CAIRO”と署名されている。電文の他の部分も全て大文字で書かれているが、引用にあたっては読みやすさを考え通常の表記に直した。6のサブ項目である1)～9)は原文ではSUBPARAGRAPH ONE.の様に表記されているが、これらも読みやすさを考え1)～9)と表記した。なおこの電文とはほぼ同一内容

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（五）〈前篇〉

- の書簡が6月8日夕方にリードマンを通じてシェルトクに渡されており、これが第三稿で「ベルナドット書簡」と呼んだものに該当する（「ベルナドット書簡」は Document 156, Count Bernadotte to M.Shertok, Cairo, 8 June 1948, *Documents on the Foreign Policy of Israel, Vol.I, 14 May – 30 September 1948*, Edited by Yehoshua Freundlich, Jerusalem: Israel State Archives, 1981.）。
- 10 Colonel Thord Bonde (1900-1969) はスウェーデンの軍人。第三稿, 385 (178)・301 (262) 頁に既出。UNTSO は公式には「国連休戦監視機構」と訳されるが、これまでの諸論考における用語との整合性を考慮し、「国連停戦監視機構」とした。
- 11 停戦委員会 (The Truce Commission) は米・仏・ベルギーのエルサレム総領事 (米・仏・ベルギーの順に John J. McDonald, René Neuville, Jean Nieuwenhuis) から成る委員会 (ベルギー総領事が委員長) で、停戦を推進する為に 1948 年 4 月 23 日に安保理により任命された。5 月 29 日安保理決議第 6 項は、ベルナドットが停戦委員会と協力して停戦条項の遵守を監督する事を規定しており、ベルナドットは停戦期間中にエルサレムの諸問題についてユダヤ・アラブ双方と話し合う権限をも同委員会に与えた。当初米国総領事 Thomas Campbell Wasson が委員の一人であったが、彼は 1948 年 5 月 23 日にスナイパーにより暗殺されたため、以後は John J. McDonald (1948 年 7 月に米国の特別代表となり 1949 年から初代駐イスラエル大使となる James Grover McDonald とは別人) が総領事代理として委員を務めた (Bernadotte, *op.cit.*, p.86, pp.105-106; Dov Joseph, *The Faithful City: The Siege of Jerusalem, 1948*, New York: Simon & Schuster, 1960, p.212)。ベングリオンは 5 月 12 日夕の閣議で「三人の領事の方が国連よりも力がある」と発言している (第一稿, 註 57)。なお停戦委員会は、1948 年 12 月に国連がパレスチナ和解委員会 (PCC) を任命した時点で役割を終えた (Joseph, *op.cit.*, p.284.)。
- 12 ベルナドットは、停戦への脅威になっている فوزي الفوقجي (ファウズィー・アル＝カーウクジー, 1890～1977) 指導下の「アラブ・ゲリラ勢力」に対する責任をアラブ諸国はとろうとしないが、これらの「ゲリラ」が公式の当局と何のつながりもない事は考えられない様に思われたとし、この問題について態度をはっきりさせるようアラブ連盟政治委員会に要請したと記している (Bernadotte, *op.cit.*, pp.124-125)。停戦開始後の北部におけるカーウクジーの軍事行動については、シェルトクも 6 月 27 日閣議で報告している [4: 14]。双方の停戦違反については、第三稿掲載の 6 月 14 日閣議の議題①も参照。
- 13 Bernadotte, *op.cit.*, p.83.
- 14 以下 [] 内数字は本議事録の巻数と、私が便宜上付けた「巻ごとの通し頁番号」を示す。例えば [3: 96] は議事録第 3 巻の 96 頁の意。

- 15 Bernadotte, *op.cit.*, p.188.
- 16 5月29日安保理決議（上掲）第2項と第3項を参照。
- 17 Bernadotte, *op.cit.*, pp.53-55. ベルナドットは6月5日に安保理議長からその旨の電報を受け取った。
- 18 詳細な経緯を記すと、6月6日閣議では「ベルナドット文書」が安保理決議に適合していないと通知するという閣議決定が満場一致で採択され [2: 128~129], シェルトクはその閣議決定に基づいたベルナドットへの返信（6月7日付, Document 152, M.Sheratok to Count Bernadotte, Tel Aviv, 7 June 1948, *Documents on the Foreign Policy of Israel, Vol.I.*）を送った。ベルナドットはその後の電文（6月8日付「ベルナドット書簡」とほぼ同一）の6の4)において、「ベルナドット文書」にあった、停戦開始から一週間のアリヤー停止については譲歩したのである。
- 19 Bernadotte, *op.cit.*, pp.116-117.
- 20 ベルナドットは1948年8月にイルグンのエルサレムにおける活動の増大に注目している (*Ibid.*, p.197)。また6月20日閣議におけるグリェンバウムのエルサレムについての報告の中にも、イルグンとレヒ（特にレヒ）の活動が活発になっている旨の証言がある [3: 134~135]。
- 21 Bernadotte, *op.cit.*, pp.123-124.
- 22 *Ibid.*, p.86.
- 23 スクラシー・パシヤについては、前稿<前篇>の註24を参照。
- 24 Bernadotte, *op.cit.*, pp.120-123.
- 25 *Ibid.*, p.28.
- 26 詳しくは第二稿と第三稿の「軍事的背景」の部分、第三稿掲載の6月8日臨時閣議の議題①、6月14日閣議の議題①と②、前稿掲載の7月2日臨時閣議の議題② ([4: 78] [4: 117]), 本稿掲載の6月20日閣議の議題①と③におけるベンダリオンやグリェンバウムらの関連の発言を参照。
- 27 ラトルン (לטרון, アラビア語名 اللطرون) については第一稿の註58を参照。
- 28 この点は第三稿の解説で触れられなかったため、ここで補足した。
- 29 これらの事については1948年6月8日臨時閣議の議題①（第三稿に掲載）も参照。マイケル・ストーンについては後出の註を、バイト・ジーズとバイト・スースイーンについては第三稿の註48を参照。
- 30 Bernadotte, *op.cit.*, p.158, pp.160-161.
- 31 Rulph Johnson Bunche については、第三稿の註32を参照。バンチはリー国連事務総長の個人的代表を務めており (Bernadotte, *op.cit.*, p.5), アメリカの政治学者で大学教授でもあった。John Reedman も第三稿で既出であるが、南アフリカ出身の

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察 (五) <前篇>

- エコノミストであり、リー国連事務総長の特別代表としてテルアヴィヴに派遣されていた (*Ibid.*, p.37)。Paul Mohn は前稿で既出であるが、スウェーデン公使館参事官であり、パレスチナ問題に関する特別アドバイザーとして一年間国連で働いていた (*Ibid.*, p.5)。Constantin Stavropoulos も前稿で既出、ギリシア人弁護士であった (前稿<前篇>註 23 も参照)。
- 32 Bernadotte, *op.cit.*, pp.23-27.
- 33 *Ibid.*, pp.32-35. アッザーム・バシヤはアラブ連盟初代事務局長。
- 34 *Ibid.*, pp.37-39. 1948年5月31日会談について、ベルナドットの回想録ではベングリオンとのやりとりしか触れられていないが、この会談に参加したシェルトクは6月1日閣議の議題②で、自分自身とベルナドットらとのやりとりを含めてこの会談の全体像を詳細に報告している (第三稿を参照)。
- 35 Bernadotte, *op.cit.*, p.50.
- 36 *Ibid.*, p.56.
- 37 *Ibid.*, p.58.
- 38 *Ibid.*, pp.51-52. この6月3日会談については、6月4日閣議におけるシェルトクの報告 [2: 64~] がある。
- 39 6月6日会談についてはシェルトクとベルナドット両人がそれぞれ閣議 (6月6日) と回想録 (Bernadotte, *op.cit.*, p.59) で事後に振り返っている。二人のほぼ一致する説明によれば停戦中のアリヤーのあり方をめぐって論争になり、シェルトクは苛立ち (ベルナドットの描写)、ベルナドットはシェルトクの言葉を絶えず遮って反論して (シェルトクの描写) 口論になった。またシェルトクはベルナドット文書が4頁である事を含めて、その内容をエバンにも報告している。Document 151, M.Shertok to A.Eban (New York), [Tel Aviv], 6 June 1948, *Documents on the Foreign Policy of Israel, Vol.I*.
- 40 Document 168, M.Shertok to Count Bernadotte, [Tel Aviv], 9 June 1948, *Documents on the Foreign Policy of Israel, Vol.I*.
- 41 Bernadotte, *op.cit.*, p.50, p.62, p.72.
- 42 *Ibid.*, pp.100-104.
- 43 6月13日会談についてはシェルトクが6月14日閣議で報告している [3: 2~4]。なおその前日、6月12日にベルナドットはエルサレム緊急委員会の長であるバーナード・(ドヴ・) ジョゼフと、緊急性の高いエルサレムへの食糧輸送問題をめぐって交渉している (シェルトク [3: 9])。
- 44 Bernadotte, *op.cit.*, p.105.
- 45 前稿<前篇>註 18 を参照。

- 46 عبد المنعم المصطفى (アブドゥルムニム・アル＝ムスタファー) については、ベルナドットはアッザーム・パシヤの連絡担当官 (Bernadotte, *op.cit.*, p.57), シェルトクはアラブ連盟事務局長補佐・アラブ連盟政治局長でエジプト人であると説明している [3: 110]。
- 47 الفلحي (アル＝ファラキー) はシェルトクによると、イラク外務省アラブ局長 [3: 110]。
- 48 Bernadotte, *op.cit.*, p.115. Henry Cattan, アラビア語表記 (هنري (هنري) كتن (كتان)) (1906～1992) はパレスチナ・アラブ人の法律家、著述家。現在の西エルサレムで生まれ、パリ大学とロンドン大学で教育を受ける。1946年のパレスチナ英米調査委員会の前で証言した。ジャマール・アル＝フサイニーらと共に、1947年と1948年の国連総会におけるアラブ高等委員会の代表団のメンバーを務めた。 *Palestine, the Arabs, and Israel: The Search for Justice* (1969), *Palestine: The Road to Peace* (1970), *Palestine and International Law: The Legal Aspects of the Arab-Israeli Conflict* (1973), *The Palestine Question* (1987) など、パレスチナ問題に関する多くの著作がある。
- احمد الشقيري (アフマド・アッ＝シュカイリー, 1908～1980) は旧オスマン帝国領の南レバノンに生まれ、英国委任統治領パレスチナで著名な弁護士となり、イステクラール党のメンバーでもあった。1946年にアラブ高等委員会に加わる。1949～1951年にシリアの国連代表団のメンバーを、1964～1967年にPLOの初代議長を務めた。
- 49 Bernadotte, *op.cit.*, p.33.
- 50 マヌイリスキー (1883～1959) はポリシェヴィキで、1943年にコミンテルンが解体するまでその幹部であった。1945～1952年、ウクライナ・ソヴェト社会主義共和国の国連代表。彼については島田顕著『ソ連・コミンテルンとスペイン内戦』(れんが書房新社, 2011年)と『コミンテルンが描いたユートピア』(図書新聞, 2012年)に詳しい。
- 51 Bernadotte, *op.cit.*, pp.170-171.
- 52 以下は前稿<後篇> 182 (207)～181 (208) 頁で述べた事を裏付ける補論にもなっている。
- 53 報告書の抜粋は、Bernadotte, *op.cit.*, pp.111-115. 以下の引用の中には細かい事実関係について補足すべきところもあるが、議論の本筋に影響しないため補足説明は割愛する。
- 54 Bernadotte, *op.cit.*, pp.114-115. 上記報告書の結論部分。
- 55 *Ibid.*, p.104.
- 56 ベルナドットがこの様な価値基準を持っていたとすれば、それは彼がスウェーデ

ン王室の血を引く貴族であり軍人でもあったという個人的背景に由来するとも考えられるが、歴史的にロシアと対峙してきたスウェーデンではもともと国防意識が高く、軍が高い威信を持つため、その様な国の出身者である事とも関係しているかも知れない。またより根源的には、E. カントロヴィチがかつて論じた中世ヨーロッパの政治思想における *pro patria mori* という概念を源流に、アメリカ独立革命やフランス革命、19世紀ヨーロッパの諸国民の独立戦争、二つの世界大戦などの歴史的経験を経て確立していった「祖国の為に（自発的に）死ぬこと」を崇高な価値とする欧米型ナショナリズムを自明とする意識が、ベルナドットと彼の欧米人スタッフの間に暗黙理に共有されていたのではないとも想像される。しかし、パレスチナ・アラブ人の抵抗の実態についての彼らの認識が正確かどうかは別の問題である。

57 マバムは社会主義シオニズム左派の政党、詳しくは第一稿の註18を参照。マバム出身者が多い精鋭部隊パルマッハをベングリオンが解体しようとしていた事などにより、マバムとの緊張が生じていた事については第三稿の1(2)②、3(7)①、4(3)③、註56などを参照。ベングリオンは6月14日閣議でも兵士の平等と軍の一元化の必要性を強調している [3:23~25]。

58 ישראל גלילי (イスラエル・ガリリ、元の名はイスラエル・ベルシェンコ、1911~1986) はイスラエルの政治・軍事指導者。ウクライナに生まれ、4才の時にパレスチナに移住。早くからハガナーに入って昇進し副司令官となる。独立戦争中は武器購入を担当。1948年の暫定政府では副国防相を務めたが、「将校の反乱」事件でベングリオンにより地位から追われた。労働青年組織ハノアル・ハオヴェドの創設者の一人でもあり、生涯を通じてキブツ運動に深く関わった。1949~1951年にマバム選出のクネセト議員。後に労働党政権の閣僚となった (*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.1*, Cranbury, NJ: Associated University Presses, 1994, p.454.)。

59 יגאל ידין (イガエル・ヤディン、元の名はイガエル・スタニック、1917~1984) はイスラエルの軍事指導者、考古学者 (第一稿の2(9)④の1948年5月12日朝の閣議にて既出)。エルサレムに生まれ、若い頃からハガナーで活動し、独立戦争中は作戦部長。「将校の反乱」時には辞表を提出し、ベングリオンと対峙した。1949年ロードス島のアラブ・イスラエル休戦交渉に代表として参加し、1949~1952年に第二代参謀総長。参謀総長時代に国防軍を再編し、義務兵役と長期の予備役制度を確立した。1977年ベギン政権の下で副首相、1981年に政界を引退して考古学に戻る (*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.2*, Cranbury, NJ: Associated University Presses, 1994, pp.1405-1406.)。

60 Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett: Biography of a Political Moderate*, Oxford: Oxford University Press, 1996, pp.370-373.

- 61 1948年7月4日閣議については、議題②の「質疑」の途中でそれぞれ2頁弱と1/3頁程の、計二か所の削除があるが、これらの削除部分が「将校の反乱」に少しでも関わる内容か否かは不明である。
- 62 政党などの説明は、第一稿の註17～29を参照。
- 63 この問題は6月6日閣議の議題⑨で提起されたがシャピラが抗議し、6月16日閣議でベングリオンが再び言及したが次回に先送りしようという事になり[3:84～85]、この6月20日閣議冒頭で改めて提起されたという経緯がある。
- 64 この史料紹介では、第一稿の註37の凡例に準じて、発言中の点線(・・・)は日本語訳の短い省略を示し、比較的長い省略の場合には「省略」の形で示すという方式をとる。[]は訳者(森)による補足である。
- 65 1948年6月6日閣議の議題⑨(第三稿に掲載)参照。
- 66 יאמרא (ラマト・ガン)はテルアヴィヴの東に1921年に建てられた町。
- 67 1948年6月6日閣議の議題⑨[2:135～136](第三稿に掲載)参照。
- 68 同上。17才の者は政府の明示的決定なくしては前線に送られないという条件で2か月間訓練に動員される、という提案が6月6日閣議で可決されている。他方、16才の者については農場へ送る提案があったが否決された。
- 69 フラー [フレイ]・ブロックは、イスラエル北部のフラー [フレイ] 溪谷の入植地群。ヘフェル溪谷はイスラエル中部の溪谷で、クファル・ヴィトキン等の入植地を擁する。ナハラルはイスラエル北部に1921年に建設された入植地(モシャーヴ)。
- 70 それ故にベングリオンが提案した様に労相だけが決定するのでは意味がなかったのだ、と説明する。
- 71 四日前の6月16日閣議で、アラブ帰還、エルサレム、ヤッフォ等の問題について一定の方向性が打ち出された部分もあったが、政府の正式な統一見解としての閣議決定はなかった事を指す。
- 72 6月16日閣議の議題①を参照。
- 73 1)はアブドゥルムニム・アル＝ムスタファー、2)はA.アル＝ファラキー、3)と4)はヘンリー・カタンとアフマド・アッ＝シュカイリーである。本稿1(2)②と関連註を参照。なお「エレッツ・イスラエル人」とはパレスチナ人(パレスチナ・アラブ人)を指している。シオニストは「パレスチナ」を自分達の地であるという思いを込めて「エレッツ・イスラエル」(「イスラエルの地」の意)と呼ぶため、国際的な交渉の場でPalestineの語が使われても、内輪ではPalestineを全て「エレッツ・イスラエル」に置き換えて表現する。従って次段落の「エレッツ・イスラエル問題」も同様に、「パレスチナ問題」を指している。
- 74 1947年11月29日の国連パレスチナ分割決議の事を指している。

- 75 「王国的な」(ヘブライ語の形容詞「マムラフティ」)という語はシェルトクの用語に散見される。「国家的な」と同義で使われているが、ベングリオン「マムラフティユート」(原義は「王国(的)であること」と共に、彼らが「王国」や「臣民」にまつわる支配と従属を表すヘブライ語を用いる傾向にある事については、彼らの「リボヌート」(主権)概念を分析した前稿の議論(特に<前篇>註79と結論)を参照。ここでは彼らのその様な傾向を意識して「国家の」「国家的な」と訳さず、「王国的な」と、言葉の原義に近く訳出した。
- 76 Joseph Nasi (1524~1579, נשיא は重要な人物の意)はポルトガルのマラノとして生まれた政治家。1554年にオスマン帝国に移住。セリム2世の治世下で、ヨーロッパの情勢に関する知識と人脈によりオスマン帝国の外交政策に大きな影響力を持った。1561年に彼はスルタンから特許を得て、廃墟になっていたティベリアスの壁を再建してユダヤ人を入植させる試みを行ったが、これは4~19世紀の間にユダヤ人の政治的中心地をパレスチナに建設しようとした唯一の実際の試みであった。彼は死ぬまでティベリアスの名義上の所有者であり続けた (*Encyclopaedia Judaica, Vol. 12, Jerusalem: Keter Publishing House, 1996, pp.837-839.*)。
- 77 「主権」の部分のヘブライ語は「リボヌート」である。
- 78 「政治的・民族的問題」の原語は השאלה הפוליטית והאתנית であり、「民族的」の部分には ethnic に該当するヘブライ語の形容詞 (エトニ) が使われている。
- 79 מעפילים (マアピリウム) は מפיל (マアピル) の複数形。マアピルとは「勇敢な者」の意であり、委任統治期のユダヤ人「非合法」移民を指す。
- 80 原文ではベングリオンの発言の終わりを示す括弧が取れているが、文脈上、ここで終わるはずである。
- 81 タルピヨートはエルサレム南東部の地区、カタモンはエルサレム南中央部の地区、シャイフ・ジャラーフは東西エルサレムの境界に近い東エルサレムの一地区(第一稿の註51~53を参照)。ホマー (חומה) は東エルサレム南部の地区で丘になっており (הר חומה と呼ばれる)、1948年戦争ではアラブ軍団の掌握下に入った。
- 82 「制圧する」に当たるヘブライ語の動詞は השתלט であり、本稿ではこの動詞を「制圧する」、ヘブライ語の別の動詞 כבש を「征服する」と訳し分けている。当時パレスチナ・アラブ人の村について כבש という動詞が使われている例は非常に多く、この場合「制圧する」と表現する方が日本語では自然である様にも思われるが、כבש の語には キブーシュ・アヴォダー (כבוש עבודה, 「労働の征服」の意) の様にアラブとの関係に於て特別な使われ方をしてきた背景もあるため、弱者を圧倒して支配や占領を拡大していく様なこの語のニュアンスを正確に出す為に、敢えて「征服する」と訳している。

- 83 首席ラビ制度は、イシューヴ（パレスチナのユダヤ人社会）におけるユダヤ教のラビの最高権威として委任統治期に設けられてイスラエル建国後も継承された制度であり、アシュケナズィとスファラディの二人の首席ラビから構成される。当時のアシュケナズィの首席ラビはイツハク・ハレヴィ・ヘルツォーグであった。なおグリェンバウムが言及しているのは、英軍が旧市街から撤退した後に旧市街のラビたちが試みた停戦交渉の事だと思われる。旧市街がアラブ側に制圧されるのを目前にして、ラビ・イスラエル・ゼエヴ・ミンツベルクとラビ・ベンツィオン・ハザンが聖地管理者の地位にあったアルベルト・ゴリ神父に仲介を頼みつつアラブ側の条件を打診したが、この交渉は不成功に終わった。
- 84 エルサレムの南にある רמת רחל (ラマツト・ラヘル) は5月21~25日の戦闘で攻防の末、ユダヤ人側によって保持される事となった。第二稿の1(2)を参照。
- 85 דוד שאולתיאל (ダヴィド・シャルティエル, 1903~1969) はイスラエルの軍人。1948年戦争時のエルサレムの地区司令官。
- 86 過越祭からペンテコステまで50日あるため、食糧は50日間もった事になる。
- 87 グリェンバウムは第一次大戦中にペトログラードにいた (*Encyclopaedia Judaica*, Vol.7, p.943.)。
- 88 ここでグリェンバウムは、エルサレム・テルアヴィヴ間を結ぶ飛行機が軍の管理下にあるため、軍の意向に振り回されてなかなかテルアヴィヴに来る事ができず不便であった事を述べる(振り回されて、というのはグリェンバウムの認識であり、ベングリオンが後の発言で、軍側にもやむを得ない事情があった事を説明している)。
- 89 ケヒラー(ヘブライ語で「共同体」)は、ディアスポラのユダヤ人共同体に於て慈善その他のユダヤ人住民共通の事項に責任を持った地域的な自治組織。エルサレムではケヒラー委員会が「ユダヤ人コミュニティー協議会」とも言うべき役割を果たしていた。エルサレム市当局は高等弁務官の下におかれ、ユダヤ人・アラブ人・イギリス人の職員を擁したが委任統治末期には機能を停止していた。エルサレム委員会とは委任統治末期の1947年12月にユダヤ機関によって創設された「エルサレム緊急委員会」(これ自体も略称)の事で、バーナード・(ドヴ・)ジョゼフが委員長であり、エルサレムにおける食糧など物資の供給に責任を持った。同委員会のメンバーは、ジョゼフのほか、David Abouafia, Daniel Auster, Charles Passman, Hayim Salomon, Reuven Shreibman, Yitzhak Werfel (後に Rafael) であった。なおグリェンバウムはエルサレム委員会とエルサレム市当局の権限の線引きについて触れているが、ジョゼフの回想録によると、第一次停戦中にはエルサレム市当局が、それまで何か月もエルサレム緊急委員会によって遂行されていた多くの役割(道路清掃な

ど)を徐々に取り戻した。Joseph, *op.cit.*, p.26, p.107, p.319, p.228などを参照。

- 90 ハンナ・エヴェン=トヴの件の詳細は詳らかでない。彼女はユダヤ機関執行部のアーカイブスの担当者にも任命されたとあるが、建国と共に中央シオニスト文書館(Central Zionist Archives, 略してCZA, הארכיון הציוני המרכזי)が所蔵コレクションの内容の大幅な拡充に着手した事は事実であり、ヴァアド・レウミ及びユダヤ機関の様々な部局の多くのファイル、特にユダヤ機関政治局(建国後の外務省に相当する部局)の膨大なファイルが保全の為にアーカイブスに移された(<http://www.zionistarchives.org.il/en/about-us/Pages/history-of-the-CZA.aspx> 2018年7月22日アクセス)。トヴの一件はこの様な移管のプロセスにも関わっていたと推測される。
- 91 ダイル・アイユープはアッ=ラムラ(ラムレ)・エルサレム道を見下ろす斜面に位置したアラブ村。第三稿の1(2)と註11を参照。
- 92 「エルサレム街道」は固有名詞ではなく、エルサレムに通じる道の意。
- 93 חטיבת גבעתי (ハティヴァト・ギヴァティ、「ギヴァティ旅団」の意)は1948年戦争の当初は中部戦線を担当していたが、戦争の第二段階に入ると南部戦線に移された。
- 94 Michael Stoneは本名David Daniel Marcus (1901~1948)。1948年戦争でイスラエル側を助けたアメリカのユダヤ系将校。第一次停戦発効直前に死亡。
- 95 古い補給路は戦略的要衝であるラトルンやダイル・アイユープの近く、及び道が狭く待ち伏せの襲撃を受けやすいパーブ・アル=ワード(بب الواد, アラビア語で「谷の門」の意、ヘブライ語でも「谷の門」を意味する שער הגיא)を通っており、アラブ軍団の砲撃やパレスチナ人抵抗勢力の襲撃を受けやすく、エルサレムへのユダヤ人輸送隊は多くの人命も含め大損害を蒙っていた。この様な状況下、包囲されたエルサレムへの食糧補給が焦眉の急となった際に、ラトルンの制圧と、それと共にラトルンを回避する新補給路の確保が課題となった。アラブ村バイト・ジーズとバイト・スースィーンは新補給路になるはずの道の道沿いにあったため、ストーンも関わったこれら二つの村の征服により新補給路が開通する事になったのである。この新補給路はこれら二村よりエルサレム寄りにあるアラブ村バイト・マフスィール(بيت محسير)を経由しており、第二次大戦中の中国への補給路にちなんでビルマ・ロード(דרך בורמה)と呼ばれた。なお古い補給路が経由するパーブ・アル=ワードは、アラブの攻撃により輸送隊の多くのユダヤ人の血が流された場所として歌にも歌われ、アラブへの敵意とユダヤ人の重い犠牲を想起させる(しかし他方でパレスチナ・アラブ人に対する根本的な加害は忘却させる)象徴的地名としてイスラエルのユダヤ人の国民的記憶に刻み込まれた。バイト・マフスィールは1948年5月前半にアラブ解放軍との攻防戦の末、ユダヤ人兵力に掌握され、その後体系的に破壊

- された (Walid Khalidi, *All that Remains*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, p.276.)。ネビー・サムエルすなわちアン＝ナビー・サムール (النبي صموئيل) はエルサレムの北4キロメートルにあるアラブ村で、1948年4月末にパルマッハが掌握しようとしたが失敗し、1967年までアラブ軍団の軍事拠点として使われた。
- 96 Bernard (Dov) Joseph はエルサレム緊急委員会の長として、また1948年8月からはエルサレムの軍知事として同市への食糧供給等に責任を持った。第三稿の註45を参照。
- 97 רחביה (レハヴィア) はエルサレムの一地区で、ユダヤ機関本部の所在地。レハヴィアの西の谷を削って谷底を広げ、小さな飛行場がつけられた (Joseph, *op.cit.*, p.153.)。
- 98 第二次大戦中のイギリスの主力戦闘機。ドイツの戦闘機を寄せ付けなかった程の高い機動性を誇り、英連邦諸国やアメリカなどに貸与されていた。エジプトにも供与されていた事が分かる。
- 99 אליהו דובקין (エリヤフ・ドヴキン, 1898~1976) は労働シオニズム運動の指導者。1945年にユダヤ機関執行部のフルメンバーとなった (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1, p.335.)。שלמה אייזנברג (シュロモ・アイゼンベルク, 1899~1959) は1926年にポーランドからパレスチナへ移住してユダヤ機関に31年務め、エルサレムのユダヤ機関の事務総長にもなった (“Shlomo Eisenberg, Former Secretary General of Jewish Agency, Dies,” *Daily News Bulletin, Jewish Telegraphic Agency*, Vol.XXVI No.135, Wednesday, July 15, 1959 (<https://www.jta.org/1959/07/15/archive/shlomo-eisenberg-former-secretary-general-of-jewish-agency-dies> 2018年7月11日アクセス)。
- 100 裁判所法については、1948年6月2日閣議の議題⑤ (第三稿では内容紹介は割愛) で既出。
- 101 「統治と法の諸措置」令については、1948年5月19日・5月20日閣議 (第二稿) と6月2日閣議 (第三稿) などを参照。
- 102 ベルグソンの本名は הלל קוק (ヒレル・クック, 1915~2001)。現リトアニア生まれ。10才でパレスチナに渡り、修正主義シオニストとして活動、イルグンに入る。1940年に渡来してユダヤ人の大義の強力なプロパガンディストとして頭角を現した彼は、アメリカにおけるシオニスト及びユダヤ人の大義と関連する様々な団体と密接に結びついて「ベルグソン・グループ」を形成した (*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol.1, pp.189-190.)。

An Introduction to and a Preliminary Review of
the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings
at the Time of the Establishment of the State of
Israel (5), Part I: Domestic Politics and
Diplomacy on the Eve of Bernadotte's Peace
Suggestions and the Debates over the Altalena
Affair in *The Proceedings of the Provisional
Government Meetings Vols.3-4*
(20 June to 27 June 1948)

by Mariko MORI

Due to limited space, this study, *An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (5)*, will be divided into two parts, *Part I* and *Part II*. This paper will be *Part I* (including Introduction, Section 1, and part of Section 2) followed by *Part II* (including the rest of Section 2, Section 3, and Conclusion), which will appear in the next journal.

This study as a whole gives an introduction to the latter half of Vol. 3 and the first part of Vol. 4 of *The Proceedings of the Provisional Government Meetings*, which cover from 20 June to 27 June 1948, and gives a review of its main contents, the Arab question. As a follow-up to my previous papers published in this journal in March 2014, March 2015, March 2016, March 2017, and March 2018, it is also intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of

Israel, this time focusing on the turbulent one week prior to the presentation of Bernadotte's Peace Suggestions to the Arab and Jewish sides. During that week, which immediately followed the controversial cabinet meeting on 16 June 1948 when the Israeli Provisional Government seemed to incline toward a negative direction concerning the repatriation of Arab refugees, Count Folke Bernadotte, the UN Mediator, with his staffs at their headquarters at Rhodes, was intensively drafting the Peace Suggestions based on his negotiations during the preceding one month with both sides. In the same week there also occurred the Altalena affair, an incident in which an immigrant ship called Altalena, organized by Irgun (a rightist military organization led by Menachem Begin) and bearing 900 Jewish immigrants and large quantities of weapons, arrived near Tel Aviv, despite the fact that the Truce Agreement strictly limited immigration and forbade the import of weapons during the truce. The Israeli government decided to take strong measures against this sectarian action by Irgun, which apparently ignored the authority of the newly born government as well as defied the United Nations by deliberately violating the Truce Agreement, which the Israeli government had accepted and promised to observe. During the stormy debates over the Altalena affair, which appear in the three cabinet meetings covered by this study, the Minister of Religious Affairs, Rabbi Fishman, resigned as a sign of protest against the government's policy of using force, if necessary, against "fellow" Jews. On the domestic front, the already strained relationship between Ben-Gurion and the IDF generals was seriously exacerbated over the army reorganization, and this tension was to develop into a cabinet crisis in early July ("Generals' Revolt").

Against this backdrop, and with some other factors described in the Section 1 in mind, this paper presents, among others, the following three assumptions to be analyzed in *Part II*. First, referring to Bernadotte's memoirs, one finds his ex-

planation of some of his meetings with the Jewish side somewhat different from what Shertok reported to the cabinet, especially in his interpretation and emphasis. Here one could face the old and new question of what a “fact” is in history and politics, and the question of multiple possibilities of interpretation by both sides about the same political negotiation. Secondly, the present proceedings bring into sharp relief the underlying factors of the Israeli government’s rejection of Bernadotte’s Suggestions: its strong distrust against Transjordan and its military supporter, Britain (whose officers had continued to shell Jews in Jerusalem until the beginning of the truce) and its fresh memories of heavy Jewish bloodshed and numerous victims in the battles around Jerusalem. Thirdly, the Altalena affair seemed to have more profound political and military repercussions than usually has been imagined, affecting the ideological position of rightist military organizations in the entire *Yishuv* (the Jewish community in Palestine). In the cabinet’s debates over the affair what was condemned was not the Irgun’s fundamental “ideals” or “philosophy” but their dissident “way of doing things.” In other words, rightist militant philosophy itself was in a sense justified, and this tacit justification or the lack of condemnation seemed to pave the way for the assassination of Bernadotte by another Jewish rightist organization on 17 September 1948, less than three months after the Altalena affair. This same tendency of tacit tolerance and acquiescence within Zionist political circles toward rightist militant “philosophy” is still seen in contemporary Israel and it might, at least partly, explain the fact that the rightist governments in Israel have been legally able to hold power for so many years without seriously being challenged.

These assumptions, together with other points, will be given an in-depth analysis in *Part II*.